
平成23年第5回大和町議会定例会会議録

平成23年9月6日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 ま ち づ く 課 務 長	千 葉 恵 右 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	総 ま ち づ く 策 務 官	石 垣 敏 行 君
環境生活課長	菅 原 敏 彦 君	産 業 振 興 課 務 官 産 業 誘 致 策 対	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	曾 根 秀 子
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を開会する前に大変失礼ではありますが、電話の電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきたいと思います。

それでは、本会議を開催します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番中川久男君及び15番中山和広君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

16番桜井辰太郎君。

16番 (桜井辰太郎君)

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、道德教育と道德の学習について、教育長に質問するものでありますが、ぜひ私の質問内容をご理解いただき、少しの詳しいご答弁をお願いしたいと思います。今までも自由な討議をやってまいりました、一問一答。そして、議会のあり方や自治のあり方をお互い模索しながら町民に行政サービスができるような議会が整いました。そういうことを考えますと、私の質問は少し物足りないものがあるかと思いますが、どうか私の質問の意

思をおくみとり、ご回答をお願い申し上げ、始めます。

新しい学習指導要領による道徳教育が公示されて3年の経過が見られません。今までも道徳の時間が学校教育活動に位置づけられて半世紀を過ごしてまいりました。道徳は、学校教育がねらう確かな学力とともに教育指導、学習し、豊かな人間性をはぐくんでまいりました。また、健やかな体を育成する学習でもあります。これらを大切にしながら学校教育の形として求められて、そして進んできたとは私は道徳について感じております。

今度の改正では、道徳教育を進めるに当たり、学習の中で新しい自分を発見し、そして新しい自分に出会えるようなすべての学習の中で道徳教育を進めなければならないとうたっております。この中には三本柱を明記し、そして公示されたわけであります。今までも徳育については学校教育の一環として重要視されてまいりましたが、新しい学習指導要領が公示され、道徳教育は今大きな三本柱の動きの中にあり、今まで以上に重要視され、そして新しい自分を発見し、新しい自分に出会えるような教育の中で、徳育は強調されていかなければならないとは私は考えております。

子供たちは常によりよい自分になろうとして勉強に励んでおられます。そして、成長とともに自分の世界を感じ広げていき、よりよい自分を発見し、新しい自分と出会い、その繰り返しから自分の特徴を知り、そして自分の自己実現に向かって成長していくのであります。子供たちのそのような心の動きを先生は信じ、先生は心の動きを引き出す道筋を描いていかなければならないと感じます。そして、子供たちを後押しすることが学校における徳育の重要な役割だと私は感じております。これまでも先生は子供たちのさまざまな成長にかかわり、多くの課題とともに葛藤してこられたと思っております。

地域の中にある学力の不安、あるいは体力や運動能力の不安、これらを支えるモラルの低下などから来る子供たちの自信を持つことの少なさ、あるいは自分の将来の不安が重なっていることも危惧されております。忘れてならないことは、そのような状況を私たち大人がつくってきた情報社会であり、人間関係が希薄な社会であり、手間をかけないファストフード、そんな環境の中でのこのような状況が起こっているのではないかと私も危惧しております。

子供に責任を負わせるのではなく、子供の中にあるよりよくなろうとす

る意思やそれらにかかわっていこうとする豊かな心を信じて、学校も大人も体制づくりが大切であろうと思います。このような新しい道徳教育を私なりに感じ、通告してまいりました以上の点を伺います。

初めに、今までの道徳教育と新しい道徳教育指導については、基本的な違いとそして教育長の新しい指導要領の思いをお伺いいたします。

次に、すべての教科指導につきまして、教科の中で道徳と教科の結びつきを、道徳的価値観をそれぞれ職員室で評価をし、そしてそれらを意識しながら道徳教育をかなめとして教科を評価し、どう指導していったらいいか。満足の得られる授業はできないのか。それらのことを考え、道徳教育について、どう考えておられるのかお伺いをいたします。

3点目であります。学校全体で推進する道徳教育の一層の充実と推進体制づくりと具体性のある計画づくりの検討会を設置し、道徳教育と道徳学習を一層進めていくべきことが必要だと私は考えておりますが、それらの3点について教育長のお考えをお聞かせいただきます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

桜井議員のご質問にお答えいたします。

道徳教育と道徳の学習についてのご質問でございますが、今回の新学習指導要領の改訂において特徴的なことは、学校教育活動全体を通して道徳教育を充実させることが提案されたことでございます。

そのことによって全教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの指導計画の作成と内容の取り扱いにおいて、道徳の時間との関連を考慮しながら小中学校を通じて身につけるべき四つの柱に基づく徳目について、それぞれの教科等の特質に応じて適切な指導をすることと明記され、基本的な生活習慣や決まりに関する指導の充実を図ることや子供の発達段階や実態を踏まえ、指導内容の重点化を図ることとされております。

次に、道徳的価値意識にかかわって満足の得られる授業はできないものかという質問と、学校全体で推進する道徳教育の一層の充実推進体制づく

りと具体性のある計画づくりの検討会を設置すべきという質問についてお答えさせていただきます。

新学習指導要領では、校長先生のリーダーシップをより強め、各クラスでの道徳の時間の指導に積極的にかかわり、学校全体の道徳教育を推進できる道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を提起しております。

各学校ごとに道徳教育推進教師を中心とした推進体制を確立し、児童生徒みずからが成長を実感でき、これからの課題や目標が見つけられるようにすることや、自分の考えを深め、みずからの成長を実感できるように工夫することに重点を置いて指導することが大切であると考えております。

同時に先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童生徒が感動を覚えるような教材の開発、活用も進めていかなければならないと考えております。具体的計画としては、人間としての生き方を感じとらせる感動的な歴史的事実や、先人の功績を取り上げ資料化したり、郷土や学校の誇りとすべき事柄を資料化するなどに積極的に取り組む必要がございます。その際には、町内各学校の情報交換を行ったり、共通化を図れるよう、教育委員会もかかわって推進していきたいと考えております。

また、地域の人材を活用するため、ふだんから授業を公開したり、道徳の授業の様子を学校だよりや学級通信等でお知らせし、学校・家庭・地域の連携を図るという観点から保護者・地域住民・関係機関・関係団体の協力をお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

教育長から答弁をいただきました。私には三つの柱ということで一般質問の中で取り上げさせていただきましたが、四つの柱であったということをもまず私の勉強不足であったというふうにも思います。

特に、教科の指導や学習を通じて子供たちを育てていくというそういう人間形成や、人格形成を授業の中で明確にしていくというそういうねらいやあるいは教育長がさっき述べられた先人の伝記、そういうふうなものについてやっぱり感動あるものを子供たちに指導していくという、そういう

人間尊重あるいは精神や生命に対する感謝の念、そういうことなども明記されておるわけでありませう。

ですから、今回の要領の中にはボランティア活動もやっぱり進めていかなければならない、そういう子供たちを育てていこう、そういうふうなことなども考えられておりますが、新しい要領の中で大和町では道徳の指導員、今この指導員を全学校に配置されておるか。そして、配置されるとすれば、今教育長がご回答した校長の下の中で担当の先生を中心にどのような教科の評価、あるいは総合学習が道徳とどのようにかかわりがあるのか。それらのことについて道徳をかなめとしてすべての教科の中でのかかわりなどもどのように今進められ、あるいは進めようとしておられるのか、お伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

質問にお答えいたします。

道徳教育推進教師、これは各学校の校務分掌と申しまして、生徒指導とかほかの教科主任とかと同じように校務分掌の中に明記されている先生でございます。これは校長先生が指名するという意味で、校長先生のリーダーシップというふうになってはいますが、これが移行期間の2年前、そして今3年目を迎えておりますが、そのときから設置するようになって、町内では全部の学校に推進教師が設置されております。

この教師の主な役割は、やはり道徳全体計画というのを立てるようになっております。つまり、今議員がおっしゃったように、各教科との関連、それから特別活動等、とにかく学校全体で行われる教育活動に関係した全体計画、これを持つようになっておりますので、その主な役割としては全体計画をつくること。それから、四つの柱の中にそれぞれ項目、徳目がございませうが、その徳目を年間35時間、これを実施するための年間計画をつくるということ。また、道徳の授業を提案することとか、また道徳の研究を校内で進めるといふ、そういうときの中心の役割になっております。以上が主な仕事となっております、校内での体制を町内では整えておりま

すし、新しい学習指導要領でもそのような指導を進めているところがございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

それぞれの柱の中でどう進められているかということをお伺いをいたしました。が、何と言っても子供たちには学校と地域が一体となったそのような指導を重ねていかなければならないというふうに私も感じておりますが、例えば担当の先生以下、ある学校ではこのような議論を重ね、職員室の共通理解があり、そして地域とのかかわりを持ち、そして新しい子供たち、要するに将来に自信を持てたり、将来の夢や希望を持てたりする、そのような教科を教科ごとに道徳教育をかなめに進めているという事例がありましたらば、ひとつお聞かせください。

議長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

質問にお答えいたします。

今年度に入ってからはまだ授業を見せてもらってはおりませんので、過去移行期間中の2年間で見せていただいた授業について述べさせていただきます。

授業を展開するに当たって、各学校は副読本を使っているんですが、その副読本の中で地域と関係のある外部の方々、例えば農業をなさっているの方々、それから牧畜をされている方の体験談を取り入れるということをやっております。

また、生活課などでは実は人や物、自然と触れ合うことにより自己を見つめ、基本的な生活習慣を身につけ、自立の基礎を養うというのが道徳との関連で計画づけられているんですが、そういう中に自分の生活を見直すということで、保健の先生とか養護教諭の先生、または看護師さんとかと

いう、そういう関係の方々が教壇に立って子供たちに、そんなに長時間ではないんですが、実例、自分の生活の様子を述べていただくという2例を去年、おととしの2年間では見ているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

1 6 番 （桜井辰太郎君）

公示されて以来、教育委員会は学校を通じて地域と一緒に道德教育をこのように進められているということについても私はよくわかりましたが、さらにこのことが立ち消えしないように、やっぱり道德の先生を中心に職員室の共通理解を得ながらさらに進めていただきたいというふうに感じます。

2点目と3点目については一緒に回答がありましたが、私は教育の中でそれぞれの教科を評価して、そして道德教育をかなめとしてそれぞれの教科がどのような形で道德教育にかかわっていくかということについて質問したわけではありますが、このことについては例えば総合学習あるいは算数やあるいは理科や体育や、そういう中でどのようにこと細かくそれぞれの教科科目が道德的価値を持っておられるのか。そういうことをどのように検討し、例えば総合学習の中ではどのようなことが必要なのかということを考えておられるのか、教育長のお考えをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

質問にお答えいたします。

なかなか先生方の授業を見せてもらって、それが道德とのかかわりで授業を見せていただいたという、例えば算数とか国語を見せていただいて、道德授業とのかかわりを持って見せていただくという気持ちで見えておりませんので、大変申しわけありませんが、先ほど申し上げました全体計画と

いうことについて関連させていただきたいと思います。

議員がおっしゃった算数なのですが、全体計画の中では道徳との関連をこのように、これは吉岡小学校の例ですけれども、見通しを持ち筋道を立てて考える能力を高め、道徳的判断力を育てるという、こういう計画を立てているわけです。このことと先ほど述べました四つの柱の2番目に当たるんですが、主として他の人とのかかわりに関することというところがあると思います。または1番、主として自分自身に関することというところとあわせていきますと、例えば自分がやらなければならない勉強や仕事はしっかり行うという、そういう項目がありますし、それから他人とのかかわりの中では、算数とどうなるかってなると、ちょっと疑問ではあります。気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心がけて明るく接するという、こういうのがありますが、授業中の友達と討論するときの態度などということになると私たちは考えているところでございます。具体的に大変恐縮で申しわけありません。次は道徳の授業との関連で各学校の授業を見せていただければというふうに思っております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

16番 （桜井辰太郎君）

私も本来ならばこの質問をするに当たり、学校訪問しながら私の感じていることや先生方の感じていることをこの場で述べなければなりませんでしたが、私はいろんな卒業式や始業式、そういう中で先生と話しした一こまの中を取り上げながらこうやって話しして、質問しているわけですが、本当に私の勉強不足を感じているところでもございます。

年間指導計画に具体的に盛り込んで徳育の充実を図っているという、そのような努力が見られる、そういうふうな答弁もあり、これからもそのことについて注意をしながら私は学校訪問もしたいなというふうにも思っております。

そして、学校教育を全体を通して進めていることも本当によくわかる、そのような答弁もありました。何と言っても校長先生を中心に地域やそれから第三者の意見を聞かれるように学校の開放授業なども道徳の中で取り上げられているということなどもお聞かせいただきましたが、このことに

についてはどしどしやっぱり進めていく必要が私はあるというふうに思っております。こういうことを進めることによって、教師と生徒、そして地域の人たちや社会全体が人間関係を深め、そして生徒の自己の生き方を考えさせられる大きな授業じゃないかというふうに私は感じています。これからもぜひそのような指導を願います。

私はさっき申し上げましたけれども、一問一答で自由討議をしている中で、私の提案が、私の質問が道德教育の一助になればというふうに思いながら、私の一般質問を終わります。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、桜井辰太郎君の一般質問を終わります。

次に、1番藤巻博史君。

1番 （藤巻博史君）

では、1件でございますが、質問させていただきます。

質問書にありますとおり、地域経済の活性化のために地域住宅リフォームへの助成制度が今注目をされております。住宅のCO2の削減やバリアフリー化、耐震化、長寿命化などの工事に補助を行うもので、助成額の数倍の経済効果があると言われております。現在、ここには秋田県というふうに書きましたけれども、全国で秋田県を含めて330の市町村区が実施されているということでございます。地域活性化のためにそのことを大和町でも取り組むべきではないかということで質問いたします。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

ただいまの藤巻議員のご質問にお答えをします。

この住宅リフォーム助成制度につきましては、議員お話のとおり、住宅のバリアフリー化や耐震化、長寿命化等の工事に対し助成をしようとするもので、補助の要件は自治体によってさまざまでございます。補助の対象工事費を10万円以上とする自治体もあれば、50万円以上とするところもあ

り、また補助率については全体工事費の10%とするところもあれば、20%としているところもございます。補助限度額については10万円とする自治体が多いようでございますが、20万円、30万円とする自治体もあるようでございます。また、実施期間につきましては、平成23年度とする自治体が多いようでございますが、本年度からスタートとする自治体もございます。県内での本年度の取り組みにつきましては、8市3町でスタートとしたようでございます。

議員から住宅リフォーム助成で地域経済活性化と住環境向上とのご提案でございますが、確かに昨年度に本制度を先例的に取り組まれた宮古市では、経済不況下にあつて効果を上げた事例もあったところでございますが、東日本大震災前と後で大きく状況が異なるものもございます。

本町では、震災で住宅に被害のあった方で、住宅の修繕や建てかえに要する費用につきまして融資を受けた場合、利子補給をする制度をスタートして被災者支援を行っているところでございます。また、環境負荷の少ないまちづくりや定住促進のため、住宅用太陽光発電施設助成制度を実施しているところでもございます。

住宅リフォーム助成制度につきましては、今後県内市町村の取り組み事例等を検証し検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

横道にそれるようであれでございませぬけれども、先ほどこれいただきまして、ちょっと解せないところがあったので、答えもらう前に聞くのも変だなと思って、ここで聞かざるを得ないんですけれども、答弁によりますと「平成23年度とする自治体が多いようでありますが、平成23年度からスタートする自治体もあります」って何だかちょっとおかしいなと思ったんですけども、これ来年からスタートする自治体もあるということなのかなというふうにも思ったりして、ここのとこだけ申しわけありませんが、趣旨とは違うんですが。ちょっと日本語的に何言っているのかわかんないな

ということでお聞きしただけです。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
確かにちょっと文章的には。課長の方から説明させます。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、平成23年度限りの制度ということでスタートした自治体が多いということでもありますけれども、平成23年度、本年度から当面いつまでということではなくてスタートした、そういう自治体も中にはございますということの意味でございます。よろしくをお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

ありがとうございます。

県内では、先ほど震災関連ということで、震災に関連しては利子補給する制度をスタートしたんだということですが、この前加美のやつを見させていただいたところです。もちろん一般的な住宅の修繕・改善、模様がえというようなことと同時に、今回の震災に関して、基本的にはこれは同じところを二度とやらないというのが基本だろうと思うんですけれども、震災に関しては同じところも対象にしますよというような、そういう取り組みのようでございます。それから、全国にはいろんな自治体がもちろんございまして、助成額も5万円から120万円というところまで、やり方についてはいろいろあるようでございます。

それで、何で宮古市っていう名前が出ているかということでございますが、昨年からスタートしたんですけれども、宮古市の場合は1件の工事費が20万円から最低、それで10万円助成しますよということです。ですので、もし最低のことでやれば補助率50%ということになるのかもしれませんが、ただその20万円の工事というのはもちろんございませんで、平均して44万円ということですかね。最初いわゆる5,000万円の予算で立てたところが、いきなり170件の申し込みがあったということで、去年の段階で3回で1億5,000万円まで宮古市の例で言えば予算をやるぐらいの経済効果があったということでございます。

ですので、今回お聞きしたのはもちろん住宅を改修するということもあるんですけれども、この経済効果というのも大したものじゃないかなということでお聞きしました。もちろん震災前のお話ですけれども、市長によりますと、何で今みたいな20万円に対して10万円というような結構大きい額の助成をしたかというその気持ちのところでございますけれども、市長は、「助成の対象となる工事費が高過ぎたり、助成金を総工費の一、二割とすると市民もやる気が起きない。だから、20万円以上の工事に一律で10万円を出すことにした」という気持ちのようでございます。

それで、今までは市の公共事業の恩恵を受けるのは大手の建設会社が多かった。中小の業者はあんまり仕事をもらってなかったようなんですけれども、業者からも今も申し込みで仕事に忙しいという悲鳴も上がっていると。やはり地域でお金を循環することが大事ですと。これはもちろん何遍も言いますけれども、震災前のことでございますので、今現在こういう状況にあるとはとても思えないんですけれども、そういう状況でございますので、ぜひそういうことでの助成制度というものを検討をしてはどうかなということ、改めてお聞きをいたします。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

まず初めに、先ほどの文章、「限り」というのが抜けておりまして失礼いたしました。

さて、経済効果ということでございますけれども、確かにこれまでの宮古市さん等の実績等を見ますと、大きな効果があったというような評価がなされておるようでございます。

それぞれの市町村の立地条件といいますか、あるべき条件、そういったところがある中で地元の企業、業者さんを利用していただいて、地元の効果があるというのが我々とすれば一番期待をするところでございます。経済効果といった場合にどのエリアまでを求めるか、日本全体の経済効果につながるのかということがもちろんありますけれども、やっぱりできれば地元の効果ということが大切だというふうに思っております。

そういった意味で、この黒川郡エリアというのは、いろんなところから業者さんも入っていることも可能でもあったりもするところでございますし、地元の業者さんももちろんおいででございますけれども、そういった効果につきましては、それぞれの経済圏といいますか、そういったことも影響してくるんだらうというふうに思っております。

そういった中でこういった効果があるということ、各町村でも今回取り組んでこられるようなところもございます。単年度でというところもあるということは、まず言い方悪いかもしれませんが、やってみて様子を見ましょうという方法かもしれません。宮古市さんのように、効果の把握ができないうちに補助金をふやしていくということも非常に勇気のある判断だなというような思いもありますけれども、そういったさまざまな事情があるというふうに思いますので、今回宮城県でもお隣の色麻町さんとか加美町さんでもやるということも予定されておるようでございますので、先ほども申しましたけれども、そういった実質効果というものにつきましてもいろいろ研究をすることも必要なのではないかとこのように思っております。

これまで大和町ではこういったことを震災前から、例えば先ほども申しました太陽光の補助とかそういった独自の補助といいますか、お手伝いもしているところでございますので、これだけで限るということではございませんが、やはりそういったいろんな角度からの効果、そういったものも検証しながら、いいものについては研究しながらいろんな形で、いろんなものに取り組んでいく必要はあるというふうに思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

経済効果ということではもちろん地元の業者さんに発注するとか、単純にリフォームに10万円とかそういうことではなくて、条件言うとしたら、地元優先というんですか、そういうさまざまな条件を各町村ではつけておられるようでございます。

また、これは比較するとあれなんですけれども、例えば秋田でいいますと、最初から1割の助成をしますよと。逆に言えば最低でも10倍の経済効果という感じの計算にはなるということではありますけれども、予算に対しては24倍の経済効果が秋田県としては上がっているというデータも出ています。秋田県では10%の工事費の助成、20万円までですけれども、それと同時に秋田では25町村あるそうですけれども、20町村ではさまざまなリフォーム制度、それも県の制度とあわせることで、場合によっては50万円ぐらいまでの助成を受けられるというようなことで、世帯では利用率が7%8%近くというようなことにもなっているようです。

ということで、今町長の方からもいろんな施策があるということですが、そういう中でも結構みなさん研究もされているところであろうとは思いますが、そういう中でも顕著なそれこそ効果ということではある制度ではないかということで、最後にもう一度だけ検討できたらということで、お聞きしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

今秋田の例をお話しになりましたが、県とそして市町村との相乗効果で10倍が24倍という効果だったということですよ。そういった一つの行政だけではなくて、そういった関係した中の協力体制といいますか、そういったことでなるということもあるんだというふうに思います。

せっかくやるのであれば効果のある方法ということが求められるところでございますので、そういったことにつきまして県でもいろいろそういっ

たことで考えておられるというようなこともありましたけれども、そういった中で先ほども言いました23年度スタートしている事例があるということですから、そういった事例につきまして注目してまいりたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、藤巻博史君の一般質問を終わります。

続きまして、9番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

それでは、お許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。件名は、商業振興・元気な町をというふうなタイトルで質問させていただきます。

第4次総合計画の目標であります我が大和町、元気な町をというふうなタイトルで今突き進んでおる中でございますけれども、特に商業の振興となりますと、我が町だけじゃなくて、なかなかこういった活気がないといえますか、常々の顧客の集客ができないというふうな状況が長年続いております。

そういった中で今回3月の11日、大きな地震がありました。また、沿岸部の方では津波がありまして、あわせて4月になってまた余震で打撃を受けております。我が大和町の場合は沿岸部でございませぬので、津波の被害というものは免れておりますが、被災地では壊滅的な打撃を受けている状態であります。そういった中で、打ちひしがれた中ではあると思いますが、そろそろ半年を迎える形になりますので、復興の第一歩として小さいながらも生活の糧とする、また商業ベースであれば、こういった商売を何とかきっかけにしてにぎやかにしていきたいという気負いのもとで今進んでいる状況であります。

特に被災の大きかった沿岸部の方では海を抱えておりますし、観光に力も入れておりました。そういう中で徐々にではありますが、観光復興に向けて動き始めているというニュースまたは新聞等で見ております。

翻って我が大和町の方は、さほどの被害、店を閉じるまでの被害というものは余り聞いてはおらないわけですが、そういった中で今回この2点についてお伺いしたいと思います。

1点目は、観光振興に結ばば結びつけられるのかなというふうなことで、まほろば夏まつりに関してお伺いしますし、2点目は、3カ年の事業で取り組んでおります商店街のにぎわいづくりの事業ということで、以上2点に絞ってご質問させていただきます。

大和町では8月の7日、恒例でありますまほろば夏まつりを開催したところでございます。例年でありますと2日間の実施というところを、震災の影響もありましたでしょうが、1日間で実施をしたと。2日間で今までやっておりましたけれども、1日間でやった実績、成果はどうであったのか。また、今後その成果を踏まえて、次年度はどのようにするのかということをご質問させていただきます。

実は、昨年9月定例会でいろいろ同僚議員の中からもお話があった、特別委員会の中であったところであります。まほろば夏まつり2日間では長いんじゃないかというふうな議論がありまして、長いといいますのは、もちろんこれは商工会での夏まつりと一体となってお祭りを盛り上げているというふうなことでありますので、2日間やることによって売り上げ増につながるとなれば、そういう考え方もありますが、ボランティアとして協力をいただくスタッフが、町の職員の方々、同僚議員のボランティアでのいろんな参加の仕方、いろんな方々がいっぱい投入されていると、そういう中で1日でもいいんじゃないかというふうなこともありましたので、次年度はどのようにするのかということをお伺いしたいわけです。たまたま大震災というふうなことがありましたので、そういうことでことしだけ1日なんだということであれば、それはそれでお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

それから、2点目の方は、県の補助事業、商店街にぎわいづくりの戦略事業、これ3カ年の事業であります。約3カ年で550万円ぐらいであったと思うんですが、商店街を活性化させて集客または売り上げ増を望みましょうというふうなことで取り組んでいる事業です。21年度がソフト事業といいますか、各個店のお店に力を入れて集客を図ると。2年目に関しては、350万円ぐらい使っているわけなんです。中町の中心街を利用して、そこに具体的にはハード事業入れなきゃいけないということでありましたので、まるごと茶屋を移設をしまして、あわせて島田飴を存続させるための場所もつくったというようなこともこの事業の中に入っておるわけで

す。3年目ことは最終年度というふうなことでありますが、今補助事業を受けている商工会を中心に動いていることだろうと思うんですが、過去2年間終わった成果も踏まえて、ことはどういった事業で最終年度を終わらせようとしておるのか、その辺もお聞かせいただければというふうに思っております。

以上、2点についてお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの馬場議員のご質問にお答えをしたいと思います。

過日開催されましたまほろば夏まつりでは、関係皆様の大変なご協力をいただきまして、盛況のうちに終了できたことにまず深く感謝申し上げたいと思います。

ことは、震災の関係でまた節電等の関係もあったわけですが、例年2日間の実施を1日間として、大和から元気を発信ということで、甚大な被害に遭われた沿岸部の市や町からの復興ブースも交えての実施となったところでございます。

実行委員会の正式な反省会はこれからでございますが、次年度の対応はまだ決まっておらないところでございますけれども、過日開催されました商工関係者の反省会では、売り上げ面、経費面、体力面等を含め、1日でのよいのではないのかということ、また夢花火はぜひ実施してほしいということの意見が出たというふうに聞いております。

祭りは天候にもよりますが、野外ステージ、催し物の内容や出店のみなさん、そしてスタッフの連携等によってその成果が決まるものと思っております。また、花火によります交通規制や万が一の地震等、そういった自然の災害といいますか、そういったものに備えての対応も必要となりますので、無事故で終了することを念頭に次年度の対応を関係者の皆さんとともに考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、県と町が補助をし、黒川商工会が事業主体で実施しております商店街にぎわいづくり戦略事業についてでございますけれども、お話のとおり

り平成21年度から3ヶ年の事業で、今年度が最終年度となります。手挙げ方式によります個店を対象にいたしまして、コンサルからの巡回、通信コンサルティング、参加店会議等によりその店の持ち味にさらに磨きをかけ、その仕掛けの成果等を商工会関係者に発表して、発表に基づく意見交換等によりまして、相乗効果を図る目的のものでございます。

まだ事業が終了しておりませんので、結果を明確に話す状況ではございませんが、過去2年間では個店の売り上げは伸びたようでございます。ただし、町全体を刺激し、活気づかせるまでには至っていないというふうに思っております。

町の人口が増加しまして、工業団地の企業数もふえ、取り巻く環境は整備されてきておりますので、いかに誘客を図り、固定客を確保するかが課題となっております。まるごと市などのイベント時には、にぎわいを増しますが、恒常的ににぎわいのある商店街をどのように構築するべきか、さらに商工会の関係等を伺いながら課題の整理をしてまいりたいと、このように思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

1点目のまほろば夏まつりに関してですが、先ほども申し上げましたように、この夏祭りは実行委員会でいろいろ詳細が決定されることは承知しておりますが、冒頭申し上げましたように、私ども議会の方でもお祭りのあり方、これは昨年いろんな議論があったところでございます。と申しますのは、議員各位もいろんな面で参加をなさっております。また、町の職員の方ももちろん多く参加していただいております。ボランティアとして出ていただいておりますが、町の職員の方は2日間猛暑の中、お手伝いをいただくということで、非常に大変だろうというふうなことも昨年出ました。そういったことで、夏祭りは1日だけでもいいんじゃないかというふうなお話が出ております。そういった意向、そういったことも実行委員会の方に通ってでの結論であるんだろうと思うんですが、ただ単なる今回はたまたま震災なので、お祭りをやっていいのかどうか、花火を上げていいのかどうかというふうな議論だけじゃなくて、そういったこともぜひ実

行委員会の方にも伝えていただきたい。

もちろん商工会の出店ブースございますけれども、当然そういった物販に携わる企業さんは、企業の紹介という形で、それもいいコーナーだというふうに思っておりますし、やはりイベントをごらんになってただ帰るといよりも、やはりそこに足を運べば、おなかがすけば食るとか、そういったお祭りの雰囲気浸って、多少はアルコールを入れて発散するとかというのも、お祭りの一つのスタイルだと思っておりますので、ぜひ1日で終わるといふことになれば、私は結構だろうと思っております。

特に、今回私の感想を言わせていただければ、2日間にわたってのイベントが1日に凝縮されて、非常に中断なくイベントができたということでは、暑い中待ってごらんになる観客の皆さんも非常に満足したんじゃないかなと思っております。また、一番の懸念は花火であったんですが、やはり花火がないとなかなか夕方にかけて夜の集客ができないということで、花火が満足に上がるのかな、予算的なこともあるのでどうなのかなと思っておりましたら、昨年より、30分の間でありましたが、予算の割にはすき間なく花火が打ち上げられたなと思っております、非常によかったなと。やはり1日でもやればできるんじゃないかなというふうには、個人的には思っておりますが、いろんなかかわりもあるところでしょうけれども、ぜひ去年の議会での議論もこういうことだったということ踏まえて、またことしこういう結末を得たんだということで、次回の実行委員会の反省会といいますか、そういった会議があるときにはお伝えをいただければというふうに思っております。

花火に関して、これは必須項目だろうと思うんですが、やはり場所的な問題もあると思います。いずれできなくなることもあるんだらうと思っておりますが、予算的にはどうだったんでしょう。こういった企業さんからの協賛が予定どおりに集まって成功裏に終わったというふうな感じなんでしょうか。また、町からの職員の方々でのボランティアの応援の仕方、態勢、それはやはり2日間よりは少なくて済んだのかどうか、その辺もちょっとお伺いしておきます。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、実施日数2日間ということですが、これまで2日間やっ
てまいりました。職員も頑張っておりますが、本当に議員の皆様初め町民
の皆様方のボランティアのご協力があったというふうに思っております。

これまでもこの2日についての課題というのはあったわけございませ
ん、1日でもいいのではないかというご意見もあったところでございます。
昨年もそういった意見もあったんですが、昨年は55周年ということもあり
まして、55周年でそういった記念の時だから、これは継続しようというこ
とで、2日やった経緯もございます。

ことしにつきましては、震災もあったということ、また先ほども言いま
したけれども節電等の関係もあり、また企業さんとか町民の皆さん方もそ
れぞれ震災復興のためにいろいろお忙しい中だということで、1日で行っ
たところでございます。

結果として先ほども申しましたとおり、集客等につきましても3万
3,000人でしたか、ございましたし、内容につきましても、ほとんど2
日でやる分を1日で行ったということでございますから、逆に内容が充実
したというか、1日に絞ったという分、そのとおり舞台等もすき間なくや
れたということでございます。売り上げにつきましても、正式な話ではご
ざいませんが、ほぼ2日分まではいかないにせよ、例年並みの売り上げが
1日でも確保できたというようなお話もあるところでございまして、そう
いった中で今回また実行委員会があるわけでございますが、そういったご
意見もあったということも伝えながら来年度の日程等につきましては協議
をしてみたいというふうに思います。

それで、2日間でありましたものが1日になったということで、職員の
ボランティアということでございましたが、1日になった分、その分職員
もボランティアの数は少なくなっておりますし、大幅に2
分の1ということではもちろんないんですが減っております。町民の方々
のご協力もその分、負担は減ったのではないかというふうに思っておりま
す。

それから、花火でございますが、当初花火につきましてもいろいろ心配

もしたところでございますが、企業さんが非常に、こういうときだからということで、逆に応援をしっかりといただきまして、予算的にも予定した分をちょうどできたところでございます。また、今回の花火、毎年企画を出してもらった中で選定しているんですけども、今回は宮城県の花火屋さんがとられたところでございますが、花火屋さんの方でも、こういうときだからと言って、いろいろサービスもやってくれたのではないかと、いうふうに思っておるところもあります。そういった意味で、皆さんに「花火もことしよかったね」と言っていただけたので、これはよかったなというふうに思っております。予算的には例年並み、それ以上ぐらいのご協力をちょうだいしておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

花火は非常に町民の方々、または近郊の方々も楽しみにしておりますので、できるうちはそういった努力をして上げていただければ、相乗効果があっていいのかなというふうに感じています。

ただいま町長のお答えの中に、交通規制ももちろんなんですが、万が一の地震に備えての対応も必要となるというふうなご答弁ありました。今回はやはりいつ余震が起こるかわからないというふうなさなかでああいう人を、延べですが3万3,000人ですか、そういった形で集めておくと、万が一大きい余震が起こったりというふうなことに対する備えだと思っておりますが、どの程度のを想定してといたしますか、こうなったらこういうふうに誘導しなければいけないとか、最優先するのはこうなんだというふうなことを具体的に、やはり人を集める場所としてお考えあったのかどうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回そういうことで地震等、余震もある中、本来毎年やっていなければ

いけなかったことかもしれませんが、そういった避難の場所等につきましては、中央公園とかそういった場所を設定いたしております。それと誘導の方法、誘導の経路、南側の出口から出る場合と北側から出る場合と、そういった経路について計画を立てて、スタッフも持っておりますし、地図を用意しております、それでもし万が一の場合にはそういった誘導しながらやっていくということをやっております。

また、イベントの合間合間のアナウンスの中で、そういった場合があった場合にはこういうふうな対応ですから、皆さん落ちついて動いてくださいねというふうなお願いをその合間合間にマイクの中で司会者の方からお客さんに伝える等々そういった対応。

それから、当然警察との打ち合わせは事前からやっております、例年はない対応をしています。それから、ことしは自衛隊の方々が震災関係で花火等の交通規制の方には残念ながら協力できないというお話をいただきました。そのかわりといっはなんですが、自衛隊のOBの方々が参加して、毎年なんですけれども、特にことしはOBの方々に積極的に参加をしていただきまして、そのかわりというわけではございませんが、そういった協力をいただいて態勢を、万全というかそういった態勢をとっておったところでございます。

議長 (大須賀 啓君)
馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

それでは、2点目のにぎわいづくり戦略事業の方を質問させていただきます。

過去2カ年経過しまして、参加したお店は売り上げに結びついておるといふふうなご報告でありましたし、ただし町全体を刺激して活気づけさせるまでにはまだ至ってないと思うといふふうなご答弁でありました。まさしくソフト事業で取り組んだ各個店のところは、4店舗、5店舗といふふうに聞いております。その店は一生懸命取り組んだ結果が功を奏しておるんだろうと思います。

ただ、昨年度実施したハード事業、まるごと茶屋、中町商店街の中心に

空き店舗を活用してやろうということをやったんですが、なかなか利活用がスムーズにいったのかなというふうに感じております。せっかく先ほど申しあげましたように、350万円ほど県・町からも投入しておるわけですし、いずれ餡の工房、またその他使えるような小さい厨房設備も設けたわけなんで、広いコミュニティースペースといたしますか、ちょっと小さいんですがそういうスペースもありますし、もっともっとその活用を図れないものかなというふうに、非常にもったいないなというふうに感じておりますので、ぜひ担当課の方でもその辺アドバイスをしながら、せっかくの補助事業でありますから、もっと何か考えられないのかなと思っています。

一つには社会福祉協議会の聾啞者の皆さんのサークルでびすけっとというのがありますが、そういった方々が週1回ぐらい現在使ってはいただいておりますが、社協の方々の関係ではそうなんですが、ほかにはほとんど余りないというふうな状況です。目的を持ってつくった施設でありますし、もっともっと活用できるように考えなければなと思っていますので、担当課の方からもぜひアドバイスをお願いしたいなと思っています。

そういった形でやはり日常の誘客がなされませんと、なかなか商業者がシャッター開けてといっても来れない状況であります。これはおのこの商工会含め商業者の責任ではありますが、ぜひそういうハード事業をいかに生かすかとかですね、もうちょっとアドバイス、考え、そういったものをいただければ、重い腰も上がるのかなと思っています。

また、まるごと市にも町長に触れていただきましたけれども、まるごと市もしばらくになりますが、やはり固定したお客さんがその時間帯に来られるというだけで、やはりそういったものも含めて商業振興は非常に大変な時期に来ておりますので、もっともっと活躍できるといいますか、常にそういう誘客、また固定客に結ばるような事業をやっていただければというふうに思いますので、その点について再度ご質問したいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、にぎわい戦略事業でございますが、先ほども申し上げたところでございますけれども、個店の皆様方が今回は4店舗ずつ参加をして、研修を受けてそれぞれの指導を受けながら取り組んだということでございます。先ほども申しましたとおり、それぞれの個店での実績とか、そういったものは伸びておるようですが、それが起爆剤となって商店街全部が活性化になったかという、なかなかそこまでいっていない状況ということでございます。

これの評価といいますか、これ商工会さんが主体でございますので、本来そちらさんが評価する方がいいのかなというふうな思いもあるところでございますけれども、そういった中でまるごと茶屋も確かに移転をして、こちらに移してそして新たなスタートをしたところでございます。サロンの要素も含めましょうということ、またはお客さんたちがそこで、例えばトイレも余りないものですから、あそこを使えるようにしましょうとか、そういったことも含めて改築をし、そしてあそこで再開をしたところでございます。

先ほどびすけっとさんでお使いということもありましたが、また島田飴祭りの島田飴をつくる機械ですね、あれをあそこに持ってきまして、そして島田飴のときにはもちろんあそこで作り、場合によってはその製造の方を見せるとか、そういった利活用もするというところでやっただころでございます。

なかなか日常的に利用するという部分については、まだまだ利活用はされていないところでございますが、当初だれかがあそこに必ずいて、そしてお客さんが来たときには対応をしてというような考えもあったようでございますが、なかなかそう現実的になっていないところがあるようでございます。

利活用の部分につきましては、そういった意味ではまだまだ足りないところがありますが、商工会さん等の協力体制の中でどういうことができるのか、またやっぱり地区の商店街の方々がどういった活用をしていきたいかということも含めてやっていかなければいけないというふうに思っております。

また、そういったことが日常の誘客につながるということになっていくと思いますが、今回、先ほど申しませんが、今年度のソフト事業としてそ

のメンバーが中心になる、メンバーというのは参加した方々だけではないんでしょうけれども、そういった方々が中心になってスタンプラリーを予定しておるところでございます。これは各店舗参加をいただいて、店に来てもらった方々に判こを押してもらって町の中を回ってもらうといいですか、子供から大人まで参加できるようにということで、そういうラリーを今予定しているというふうに聞いておりますし、多くの方々が参加、これは店舗の参加もありますし、お客さんの参加もあるということで、そこでお客さんが動くということですね、そういったことが大いに期待されるのではないかとこのように思っております。

それから、まるごと市でございますが、ご案内のとおりこれまで12年ぐらいやっておりますが、月2回ということでやってまいりましたが、言葉は悪いところですが、マンネリ化というところもあったというふうに思っております。今年度そういったものを少し見直しをして再度、新たなやり方でスタートしたと聞いておりますが、まるごと市を10年続けるということもすごい大変なことだと思っております、その中で定着はしているので、内容をもう少し変化を持たせるとか、お客さんに興味を持ってもらえとか、そういったものがあればいいのかなというふうに思っております。

これはまるごと委員会の方ですかね、と町としても協力というか、アドバイスというかちょっとわかりませんが、町でやるというより主体はそういう方でございますので、我々は側面から応援するという形になるのかなと思っております。

それからもう一つ、今回地震等で、地震のときに実は商店街に人が随分来ました。要するに車で歩けない、またはほかに出かけられないということで、南地区の方とかまたはほかの地区の方々が商店街に来られた状況があります。それで、逆ににぎわったといいますか、人が多かったというようなことがありましたが、その中で吉岡の商店街にどのような店があるのか、吉岡の住民、新しい住民の方ですので当然かもしれませんが、店がどこにどのようなものがあるのかわからないということがありました。店に行って、こういう店どこにありますかということで、いろいろ教えたということがありましたので、今回ちょっと提案しているんですが、広報で吉岡の商店街はもちろん、大和町内の商店街をシリーズで紹介するといいますか、そういうのをやったらどうだということで今企画をさせております。商工会

さん等のご協力も当然必要でございます。そういった中で町の、企業の紹介はしているわけでございますけれども、ああいった形のもう少しこう、ただ単なる商店街の並びの紹介ではなくて、店の紹介とか、そういった企業紹介みたいな感じですね、そういうのをできないかということで今、広報の方で考えております。これにつきましては、商工会さんたちのいろんなご協力も必要でございますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

いずれ商店街につきましては、先ほど申しましたとおりなかなかこういう状況で、ぱっと明るい話題が出てこないところもありますが、先ほども申しました例えばスタンプラリーとかですね、新しい企画の中でそういった動きができ、商店街の人も動く、お客さんも動くという、そういった動きが大切だというふうに思っています。もちろん我々が応援できる分はしっかりやってまいりたいというふうに思っておりますが、やっぱりこれは商店街の方々との連携、そういったものが大切でございますので、そういった取り組みに対する姿勢といいますか、そういったものを一緒に前向きにもっていければというふうに思っておりますし、もっていけるようなご協力、そういったものを我々はしていかなければいけないと、このように思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

こういった商業振興の話しますと、いつも最後は商工会、専門店会とかというふうなお話が出ることは決まっているんですが、いずれにしろ町から県から予算をいただいてやる事業、それは成功させなければいけないんです。やはり商工会並びにいろんなスタッフに町の担当者も活を入れて、少し発奮して頑張るやうに、一緒になってこの大和町いい町につくるんだということで活入れてくださいよ。そういうことでひとつ私の一般質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で、馬場久雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番浅野正之君。

10番 (浅野正之君)

きょう9月6日ではありますが、9月に入って早6日であります。9月のことを長月というそうですね。長月、長い月、いわゆる夜が長い月、夜長月というそうです。長く雨の日、長雨日。それで、雨と夜をとって長月と略称したそうです。最近どうしたんでしょうね、日本は。3月11日の大震災、大津波、そして東電の原発事故、そして一、二日前の大雨、その当該地は大変でしょう。大和町はそういう面から言えば、最高の住み地であります。こんなことを最近時々思うようになりました。9月は特に防災の日でありますから、日常生活の心がけが大事なんだろうというふうにも理解しております。

で、きょうは何の日。きょうは、1989年、これ昭和64年平成元年ですが、今の社民党の前身である日本社会党の議員総会で、委員長に土井たか子さんが指名された日であります。おたかさんブームといいまして、参議院選挙のとき倍以上の議席をとった、そのリーダーシップをとった方ではありますが、これから男女雇用均等法とか、男女の格差をなくす運動が社会全般に広まっていったそうです。女性の進出、まことにすばらしい。大和町の議会でも堀籠日出子さん、女性初の議員でありますから。また教育長、初めての女性教育長。頭の下がる思いでございます。どうぞ男性諸君にご指導を仰ぎたいというふうにも思います。

では、通告に従いまして2件について質問をさせていただきます。

最初は、法定外公共物、いわゆる赤線・青線ではありますが、についてで

あります。法定外公共物といえ、なにやら耳慣れない専門用語。私たちの生活とは無縁のもののような響きではありますが、実は身近に多数存在するといえ、意外な印象を持たれるかもしれません。

法定外公共物とは道路、河川、水路などのうち、道路法や河川法などの法令によって管理の方法等が決められているものを法定公共物といいますが、これに対して、道路法や河川法などが適用されないものを法定外公共物といい定義されております。古いデータではありますが、昭和42年、建設省は総面積が約4,300キロメートルと推計されておるようであります。

法定外公共物の多くは、公図上に地番のない長狭物、細く長い土地であります。で、赤線または離道といいます。青線または水路と呼ばれ、公図が作成された時代には、道路・水路などの公共的な機能がありました。公図の作成時期は地域によりばらつきがあり、明治時代に作成されたものが現在も利用されている地域があるそうです。

そこで、伺います。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が平成12年4月1日に施行され、この法律に基づき国有財産特別措置法が改正をされました。これにより、機能を有する法定外公共物は、国から市町村に譲与されることになったわけです。

- 1) 町の法定外公共物の土地台帳は整理されているのか。されている場合は、その内容をお示しく下さい。
- 2) 町が所有する法定外公共物を適正に管理するための規制、または条例は存在するのか、お伺いをいたします。
- 3) 法定外公共物の払い下げの手續と実績数はどのようなものでしょうか、お答え願いたいと思います。以上。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問にお答えをします。

最初に、法定外公共物の土地台帳の整備に関するご質問でございました。ただいま議員のお話の中にあるのと重複するところがございますけれども、

法廷外公共物とは、道路法や河川法などの管理に関する法律の適用を受けない道路や水路を法定外公共物といい、一般的には赤線や青線と呼ばれておりまして、地域住民の公共用に供されたもので、法務局の備えつけの公図に道路は赤い色で、水路は青い色で着色されて表示され、ほとんどが無番地で国有財産とされておりました。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が平成12年4月1日に施行され、法定外公共物のうち現に機能を有する道路、赤線ですね。水路、青線につきましては、無償で市町村へ譲与されることになりまして、本町におきまして平成14年12月から譲与申請に関する書類が整った地区から随時事前協議を行い、最終的には平成17年3月に国有財産譲与契約書の締結を行い、町が財産管理、機能管理を行うことになったところでございます。

譲与を受けた財産につきましては、特定番号、所在地、財産の種類、特定図面番号を記している財産一覧表及び道路・水路の譲与箇所を示した特定図面により把握できるようになっております。

次に、法定外公共物の管理に関する質問にお答えをします。

法定学外公共物の管理に関しましては、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が施行される前までは、財産の所有権は国のものであり、その財産の管理事務は、機関委任によりまして県が行い、日常的な維持管理は市町村が当たるとされておりました。法定外公共物については、大和町公共物管理条例、大和町公共物管理条例施行規則に基づき、財産管理、維持管理を行っております。

次に、法定外公共物の払い下げ手続とその実績について、お答えをいたします。

払い下げに関しましては、用途廃止が可能であることが条件となります。その条件とは、現に公共的機能を失い、将来的にも機能を回復する必要がないこと。2番目に要望者に売り払うことについて、関係人の同意が得られること。3番目、境界が確定していることが必要となります。

払い下げの相談があった場合には、公図などにより箇所の特定を行い、現地で利用状況を調査いたします。基本的に払い下げが可能であると判断された場合に、境界の確定、利害関係者の承諾などの手続を進め、用途廃止の申請をしていただくこととなります。用途廃止決定後に払い下げの手

続となります。

払い下げの実績でございますが、国有財産譲与契約締結後の平成17年から平成22年までの期間で8件あったところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

今答弁をいただきました。まことにそのとおりだと思いますが、私も余り知識ございませんでしたが、この町が財産管理、あるいは機能管理をする、いわゆる自治事務となったわけなんですね。そう定められたというふうに解釈しますが。この譲与事務経費ですね、負担は、これは地方交付税か地方交付金で後からもらえるものだったんですか。どうなんですかこれ、負担経費の。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

また確認はしなければいけません、そういった特別の手当てと申しますか、そういったものは準備されておらないというふうに考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

それは後まで待ちますわ。恐らく地方交付金で、ほかの自治体はですよ、私の知っている範囲は交付金をいただいておるといふふうに聞いてはおります。

この譲与された財産の利用は、当然市町村独自の判断でできます。大和町の場合は、どのような利用が、8件あったとありましたが、具体的にお示しください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今利用というお話でしたが、譲渡ということでよろしいんですか。
（「譲渡された財産の利用方法です」の声あり）受けた方でどういう利用
しているかということですか。（「はい」の声あり）利用状況ということ
については、これまでお話ししたとおり、譲渡をするに当たっては、赤線
なり青線なりの機能がないといいますか、なくても大丈夫だということが
条件になっております。現に公共的機能を失い、将来とも機能回復される
必要がないことという前提でございますので、今回の8件につきましては、
例えばお寺の境内の部分とか、あと畑の一带としての利用、また県の方の
関係、リサーチパークとかそういった部分について開発調整地として利用、
また施設用地の中に入った部分とか、そういう利用形態になっておりまし
て、現在水路なり、道路の形態にはなっていないといいますか、そういう
状況になっております。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

はこれは余りこまかくて申しわけないんですが、土地区画整理組合、例え
ば吉岡南ですね、あのよう水田地帯を、あるいは水路等、あったと思う
んですね。これはその段階で区画整理事業を進める場合に、もちろんこの
法定外用地公共物はどのように扱ったんでしょうね。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
それでは、その辺詳しく担当の方から説明いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

区画整理事業の中の青線・赤線の取り扱いについてお尋ねをいただきましたので、その取り扱いについて説明を申し上げたいと思います。

私、当時都市計画におったときのお話で大変申しわけないのですが、当時は区画整理組合から財務局の方に申請をしていたと。当然当時の赤線・青線の量がございますので、それについては土地区画整理組合の中で青線・赤線を公共用施設、道路等に充てて同じ面積でそれを換算をして換地をしたという形になってございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

それで正当な手続をやったということで解釈していいですか。ちょっと私はニュアンス違うと思いますよ。もし是正するならば是正してください。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

ちょっとニュアンスが違うのかどうかわからないのですが、従前の機能があったものを換地後の中に取り込んで機能を交換をしているというのが区画整理組合でのやり方とというふうになっております。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

そうしますと、土地台帳にはどのように記載をされていますか、今の部分。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

土地台帳というお話でございますが、公共財産ですね、譲渡申請を受ける前の手続となっておりますので、その分についてまず現在の台帳のところには載っておらないと。

そして、また今区画整理組合として区域を仕切っておりますので、その中での換地の部分というふうになってございますので、いわゆる土地区画整理組合の区域内で今処理をしているという状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

半分ぐらい理解をしましたが、後で機会があればもう一度、質問する機会があればしたいと思います。

あるいは、普通の住宅地の住宅の底地がたまたま法定外公共物だというケースもあり得るわけです。たまたま吉岡にも大分あると思う。城内・館下、あの辺、そういう部分は何カ所ぐらいあるんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その具体につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

ただいまの浅野議員さんの住宅内にある赤線・青線というふうな形でございますけれども、それにつきましては、機能を有しない法定外公共物というふうな形になります。それで、平成15年から移譲されたものにつきましては、すべて機能を有しているものというふうな形でございます、その分はまた国の財産というふうな形になっておりますので、町としては財産台帳として整理したというような形のものではございません。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

今の答弁も理解できるんですよ。そういう場合、底地を持った住宅地を持った固定資産の評価はどうなるんですか、あるいは税金はどういうふうにこれは変化するんですか、変化しないんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しました国の資産と申しますか、財産でございます、そういう場合ですね、底地について、機能の有していない赤線・青線ということでございますので、財産台帳に載っておりませんので、その部分についての課税対象にはなっておらないということになると思います。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

自分も勉強させてください。

あと、この境界の確定事務、個人の土地に隣接する法定外公共物との境界をすべてが明らかになっていないと思うんですが、今後やる必要があると思う、絶対。どうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
境界につきましては、確定につきましては先ほども申しました払い下げ等々が発生した場合に、そのときに最終的に確定をするということでございます。最終的な確定です。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野正之君。

10番 （浅野正之君）
これ確定してからと言ったって意味、それでいいんでしょうかね。土地を持っているんですよ、民間の方が、対面して例えば、その場合、持っている方が当然申請しなくちゃならないでしょう。ですから、今確定をする必要があるところ、民地の方が境界をはっきりさせてくださいと。そういうこと当然ではないんですか。違うんですか。境界確定は、これは住む者としては極めて大事な問題だと思いますが、境界を明らかにするのは当然じゃないですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その辺の手続きにつきましては、財政課長から説明させます。

議 長 （大須賀 啓君）
財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

公共用地赤線・青線の確定の関係でございますけれども、平成15年度に国から移譲される際にはある程度の図面というような形で町が委託をいたしまして、それで図面をつくった経過はございました。それで、そういった図面で法務局に今回例えば払い下げがあった場合に、登記する際にはもう一回確定、測量士を頼みましてそれから隣接地の所有者の同意を得まして、さらに測量して確定するというような作業が出てまいります。そういったことで再度測量が必要となっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

困難な事務であろうということは十二分に認識しておりますので、時間をかけてやっぱり進めるものは進める、はっきりするものはする、当然だと思っんで、特に今言った境界をはっきりさせてくださいという方が、私相談を受けましたから、結構あるんですね。今までただ知らないでおったんですね。このごろ最近わかってきたと。何かのそれぞれ事情でわかってくる部分があったんでしょう。

ですから、行政としていわゆるやれる部分ですね。これだけはもし相談があった場合、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

2件目いいですか。

議 長 （大須賀 啓君）

途中ですが、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午前 11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番浅野正之君。

10番 (浅野正之君)

2件目に入る前に、一般質問の通告表の私の1件目の質問で誤字があるんですが、これを訂正させてもらいたいと思います。法定外公共物についての要旨の2行目「国有財産特別装置法」と書いてありますが、措置法であります。ここは訂正していただきたいと思います。

2件目であります。補助金の予算編成に対する基本方針についてであります。

地方財政中、各種の名目で補助金が交付されております。義務的なものと任意的なものがあるし、また支出方法も違います。国の補助金整理を受けて、地方団体でもかなり対象も厳選しておりますが、結局はずるずると継続されているのも存在をしております。町財政の厳しい中総点検し、凍結の方針とか、補助が真に必要かどうか。または、その場合の必要度を示す順位はどうか。何割一律削減とか種々考える必要があると思います。新年度予算編成に対する町長の確固たる考えをお聞かせください。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

お答え申し上げますが、その前に先ほどの質問の中で、法定外公共物の管理費に関する補助と申しますか、それにつきまして先ほど「ない」というお話をしたところですが、調べてまいりました。法定外公共物の管理事務に要する経費につきましては、普通交付税において措置するという事になっております。また、国から譲与を受けるための費用につきましては、基本的には町の費用でございます。ただ、大和町の場合は一部でございますけれども、緊急地域雇用特別基金事業といたしまして、その基金事業を利用して一部譲与を受けるための手続をやったということでございます。

それでは、ただいまの浅野議員の質問、補助金の予算編成に対する基本

方針についてでございます。

補助金につきましては、義務的なものや任意なもの、国や県の特定財産を伴うもの、そして団体への支出、個人への支出、団体の直接補助、間接補助等さまざまな形態の補助金があるところでございます。こうした補助金につきましては、平成22年度一般会計における支出実績で4億3,200万円ほどありまして、一般会計の決算額に占める割合では約5%に及んでいるところでございます。

補助金につきましては、特定の事業、研究を育成、また助長するために、町が公益上必要と認めた場合、大過なく支出するものでございますが、租税等で納付いただきました財源を再び交付するという意味合いもあり、支出に当たりましては慎重に行うこととされております。こうしたことから、事業内容を記載した補助金交付の提出をいただき、内容審査後、指令書を交付し、請求に基づきまして現金交付、さらに事業終了後、実績報告をいただいて事業の検証を行って、事業の効果や実施内容の状況、資金収支の妥当性、そういったものを検証いたしているところでございます。

補助金を支出したことによりまして、依存心の発生による団体本来の自主性が失われる懸念や、一定効果を達成した事業への補助のあり方など、検討いたしながらこれまで進めてまいりました。

なお、議員ご指摘のとおり、平成24年度予算編成に当たりましては、極めて厳しい状況が見込まれていますので、補助金につきましては、すべての事業で見直しの評価シートを作成して、内容を十分精査しながら編成することと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

補助金に対する考え方いろいろとあると思います。すべてがノーであるとは言いません。しかし、今までの経過を見れば、必ずしも精査をした上で金額が決定したのか疑問点として残る部分もあるということは率直に言わせていただきます。

例えば、総務管理費の企画費の中で毎年出てくるのでありますが、まほ

ろばまちづくり協議会、平成20年・21年・22年同額の25万円であります。ふるさと産品開発協議会、これも3年間にわたって30万円で同額。まちづくり遊楽塾活動補助、これも3年間20万円。もう1項目、まちづくり活動推進会認定事業、これは20年の21万8,000円で21年、22年はありません。なかったのはどうか、この辺の理由はちょっと私もわかりませんが、いわゆるこの協議会、あるいは組織に対して3年間同じような期待をかけて行政効果をねらったのであれば、私はどうも理解しにくい。

今町長が答弁の中で、評価シートで対応するんだと。画期的なことだと思います。が、以前のような、以前というのは過去の精査の仕方、補助金の効果・効用。毎年恐らく予算を決定する場合において、いろんな査定があるのでしようけれども、どのような議論が一体なされておるのか、一部をもしよかったらご紹介ください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、さまざまな補助金につきまして今お話にありました3点、4点ですか、まちづくり協議会、産品開発協議会、活動推進認定事業等々のお話でございますが、例えばこのまちづくり活動推進会認定事業といいますのは、これは定額で予定はしておりますが、毎年そういった活動する方々が事業の案を提案していただきます。そして、それを町の方でその内容につきまして検討して、それが妥当であれば補助すると、そうでなければしないと、そういったことで、ですから金額につきましては、あるときないときということもあります。その結果、その効果というものにつきましては、これは1回限りの、その1団体に対してですね、ということでございますので、まず最初に基礎をつくるということもありましょうし、それから独自の活動をしてもらうということ、いろいろやり方あるのですが、そういったものが基本となっております。そういった精査をしながら検討しております。

また、まちづくり協議会等では、今回はずぶくろといいますか、観光用に使う当時の今村の地図を模した手提げ袋といいますか、そういったものをつくって、そして観光用のPRに供するとか、そういった活動もしてお

るということで、そういった内容を先ほど申しましたけれども、それぞれ精査をしながら交付、決定またはその結果についても精査をしている状況にございます。

議長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

いろいろな事業にその事業評価、あるいは組織の評価等々いろいろな判断があるのだらうと思いますが、我々にはこの結果しか見えないわけですから、予算計上するまでのプロセスをわかりやすいもので決算議会に出してもらえれば非常に幸いであるというふうに考えます。

補助効果がどのように評価するのかですね、例えば税務課所管の町税費、税務総務費で仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部があります。これは3年間10万円であります。恐らくもっと前も10万円だと私は確信しておりますが、これは一体どういう補助効果があったのでしょうか。あとは町民課所管の諸費の中で町の自衛隊の父兄会という組織があります。別に組織の批判をしているんじゃないからね。これは3年間3万円あります。これもあわせてどのような評価をしておるのか。私には見えません。それから、環境生活課の所管で清掃費の中の廃棄物処理費、生ごみ処理機購入補助、20年は11万円でありました。これは台数の制限がありましたよね。22年が11万7,000円、これで本当に生ごみが減っているんでしょうかね。効果があったのかどうか。

もろもろそういう反省しなければならぬ費目が多々あるわけです。どうしてもこの補助金に対する考え方が人情的なあるいは今までやっておったから、既得権益化したらこれ大変です。そろそろそういう時代とはさようならをしなければなりません。今こそ早い意識を持った自治体が健全な財政運営をなさるんだらうとも思う。それくらいの危機意識を持ち合わせていかなければ、なかなか町民には理解できないだらうというふうに思います。もちろん補助金に対する考え方を例えば住民で検討委員会をつくったらどうでしょうかね。住民の意識も変わってくるはず。すべて行政だけで考え悩むことではないと思います。どうでしょうか。そのための補助金

に対する検討委員会の立ち上げ、お考えをお聞かせください。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

検討委員会の立ち上げということでございますが、その前にたばこ協同組合10万円、父兄会に3万円、ごみ処理11万円、それぞれたばこ協会の皆様方、会の運営ということもありませんし、活動としてはよくいろんなイベントの際に、今たばこ吸う人は比較的少ないところでございますけれども、販売の方々お寄りになってごみ拾い、たばこのかす拾いとか、そういう活動もやっておられます。活動としてそういったこともやっておられることをご報告申し上げたいと思います。

また、父兄会につきましては、父兄会独自の活動もありますし、町と一緒にやってるのは、地元出身の新入隊員というんでしょうか、そういった方を赴任する前に父兄会とあとは自衛隊の司令塔が来て激励会といますか、そういったこともやっております。その際に記念品等の配布等もしているところでございます。

また、生ごみ処理機でございますが、これにつきましてはおっしゃるとおり台数で変わってまいります。今年度多うございまして、ごみの収集ができなかった時期等々、ああいったときに生ごみ処理機といますか、そういったものが見直されたというふうに思っております。ここ数年少なくなりましたが、ことしはそういった地震の際のごみ収集等がなくなったところで、それで大幅に減ったかという、なかなかそうではない部分があるかもしれませんが、その意識づけということについては役立ったというふうに思っております。なお、危機意識なりそういったものを持って取り組むべきだというお話のとおりだというふうに思います。

また、検討委員会、これを立ち上げてはということでございますが、検討委員会、実は負担金の場合は適正化委員会といますか、がでございます。これは県内といますか、各担当が一堂に会してこれが必要かどうか、そういったものをやっている制度、こういった形のものかというふうに思います。ただ、ただと言うとただめなのかという話になってしまうとあれ

なのですが、補助金にもいろいろ幅がございまして、そういった中で団体にする補助金と、またはもっと大きな活動の補助金とがございまして。そういったものの仕分けというか、そういったものを行った中であればそういうことも可能かもしれません。発端金の適正化委員会、そういったものもございまして、今後そういったことが可能かどうか。こういったものはあれば非常に効果的に活動できるのではないかとと思いますが、今お話のとおり補助金と負担金の性格の違いもございまして、その辺を整理する時間は必要かというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）
浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

きのう、中山議員から財産区のあり方について質疑がありました。その中で財産管理委員会から諸費という名目で補助金が出されておるのも事実であります。この諸費の出し方、もちろんこれ補助金でありますから、今3地区であります、このことに対して町長の所見を伺わせていただきます。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

財産区の場合は、ご案内のとおり一旦町の会計にお金を財産区から入れて、そこからまた各事業に手当をします。そのとき受け入れる町の勘定科目が諸費で、そこに受ける形になっておりますので、結局財産区から町に行ったものが諸費ということになります。そこからまた各団体なり、事業に分配されるといいますか、受け入れが諸費ということになっておりますので、そういう項目になります。

議長 （大須賀 啓君）
浅野正之君。

10番 (浅野正之君)

いずれ補助金も元祖は税金でありますから、大義的には一般の科目費目と全然変わりありません。項目に対する解釈の違いでありますから、それをいかに姿を変えたものにやっていくかが今急務であります。どうかそろそろさっきも言いましたが、けじめをつける時期が来たんだらうと思いません。そういう意味で我々議会も当然そういう今までの姿勢を見直す必要もあるんじゃないかというふうには個人的には自問自答しております。よい予算が執行できるようにご期待を申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で、浅野正之君の一般質問を終わります。
続きまして、4番平渡高志君。

4番 (平渡高志君)

私からは2件、2要旨で質問をさせていただきます。

第1件目の早く鶴巢に公園をの質問であります。現在、鶴巢地区にはレクリエーション広場が4カ所ありますが、ただの広場的なものでありまして、人が集い、憩いの場所である公園としての位置づけ、整備された公園は1カ所もないのが現状であります。

他地区の公園設置状況を見ますと、全体で54カ所ある中で地区別にしますと、吉岡が21カ所、宮床17カ所、吉田6カ所、落合10カ所と、鶴巢地区との差は一目瞭然であります。

本町も合併して57年目に入り、人口も2万6,000人になろうとしております。東日本大震災の影響のため、県全体の人口が7月時点で2万人減少しているとの報道もある中で、本町の人口は順調に増加をしております。

吉岡地区を初め多くの地区では公園整備が進み、現在では立派な公園ができ、地域住民のいやしの場として大きな役割を果たしております。それに引きかえ鶴巢地区には整備された公園がないのは大変残念であります。このような矛盾をなくすためにも早急な整備を望むものであります。

平成21年3月議会において、同様の質問をいたしました。町長は「今後

地域の皆さんのご意見を伺いながら検討していく」とのことでありましたが、あれから3年どのような地域の声だったのか。また、今後どのような方向性があるのかを伺います。これが私の1件目の質問であります。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの平渡議員のご質問にお答えをします。

本町が管理している公園につきましては、先ほど議員お話のとおり54カ所ございまして、都市建設課で管理している公園が6カ所の緑地を含めて40カ所で、ほとんどが都市公園となっております。

また、産業振興課で管理しております公園14カ所で、南川ダム周辺に7カ所、宮床ダム周辺に3カ所、北部工業団地、中核工業の団地内に4カ所となっております。地区別では議員のお話のとおりでございまして、鶴巣地区には公園名で管理している公園はございません。レクリエーション広場につきましては、議員からお話あったところでございますけれども、北目レクリエーション広場や鶴巣の山田レクリエーション広場、砂金沢のレクリエーション広場、下草の広場がございまして、皆様にご利用いただいております。

お尋ねに関しましては、先ほど議員もお話しですが、21年3月の定例会において、「鶴巣防災センターの敷地を公園として整備する考えはないか」との一般質問がございまして、その際に、「地域の皆さんのご意見を伺いながら検討してまいりたい」と答弁しているところでございます。その後、地域の皆さんのアンケートとかそういった形での改まった意向調査等は行っておりませんが、その都度お話しは伺っておりますが、そういった改まった意向調査は行ってませんが、この鶴巣防災センターにつきましては、このたびの東日本大震災におきまして地区の避難所として使用され、地域の防災拠点としてその機能を発揮したところでございます。

当該地は以前から鶴巣中学校があった箇所で、地域の皆様方には思い出深いところであるとも思っております。また、この周囲には桜の木が植えてあり、桜の咲くころには地区の方々にお花見場所として利用されている

ようでございます。

このようなことから、公園化に当たりどのような整備が望ましいか、維持管理面も含めて今後整備方法等について協議をしてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

この公園整備に関しては、地元大崎地区を初め、鶴巢全体である防災センターの周辺は鶴巢でいえば中心地でありますので、ぜひあそこに欲しいというような要望、また地域振興協議会等々でも一番目の鶴巢の要望になっておるわけです。いろんな要望書、請願書等々もございますでしょうが、私はそういうものを出さなくてもやってくれるのではないかということで、一時私は地区でその点はまだ押さえている状況なんです。皆さんはすぐしてほしいというような声が強いのでありますが、数からしても鶴巢に公園という公園が1カ所もないというのは、私は町の方でもっとやっぱり見てほしい。そのために3年前に一般質問したわけでありましたが、その後一向に進んでいないということで、私今回取り上げました。

財産区があれば、さっきいろいろ財産区等々の先輩方のお話があったとおり、あればすぐそのお金でできるわけでありましたが、鶴巢は残念ながらありません。そのため町にすぎないのではありませんが、今般鶴巢地区で、合併当時二十数町歩の山を持ってまいりました。その10町歩が2年前ですか、21年のときに売却で売れまして、8,200万円相当町に入ったはずですよ。そのときに立木補償ですか、立木補償が554万6,780円が町に入ったわけですよ。それは何のことはない。鶴巢中学校の学校林として我々が整備したものなんです。それがいつの間にか町のものになっておりまして、それが今後入ったと。私たちとすればそれで何とかしてほしいということ再三要望してまいりました。それに対して一向にやっていただけない。町長、これはどういうものでしょうかね。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

当時の話になりますと、学校林というものの考え方といいますかね、認識の違いといいますか、そういったものがあつたというふうに思っております。そういったものがあるなしということもあるのかもしれませんが、この鶴巢の防災センターにつきましては、前にもお話をしたとおりでございまして、私も地区の方々といろいろこのことについて専門的に聞いたということはないにせよ、お話は聞かせてもらっております。公園に対する思い、または今後のやりたい希望、例えば緑化推進でできないかとか、そういったご意見ももらっておるところでございまして、地区の方々の思い、そういったものを私も聞いております。

ただ、この管理の部分につくと首をかしげる意見も全くないわけではないということで、あと高台にあるとか、そういったこともあるわけですが、総合的に判断したときには、やはりあそこは鶴巢のお話のとおり中心の場所なんだろうなというふうな考えも持っているところでございます。

確かにまだ目に見える形にはなっておりませんが、先ほど申しましたけれども、今後その整備等について具体的に地元の方々と管理の方法等もあるわけでございますけれども、そういったものも含めて協議を進めてまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

今町長から大変前向きなご答弁いただきましたが、あそこは一番熱心な方が黒川神社の宮司であります日野先生でありまして、日野宮司さんが個人的に自分の氏子であります人たち、あそこに地権者が周りにおりますから、その人たちに話をして、雑木林がちょっと、杉林とかありますので、それを切らせてくれと。そこに桜を植えさせてくれという話まで進んでおるんですよ。ただ、上の本分の公園が竹が生えてきたり等々で公園として役割が全然なっていないと。ただ、私たち地元が要望しているのは、何も都

市型公園で遊具とかそういうものじゃなくて、今は柵もちゃんと立派なものもあります。ただ、公園が竹等々が生えておるので、それをとってもらって芝生ぐらい張ってもらいたい。また、防災センターの下の方にトイレを、日中土日以外は防災センターがあいているものですから、土地改良区が入っていて、トイレは使えるんですけども、土日が使えないということで、あの辺にトイレぐらいは設置していただきたい。あと周りの環境等々は地元でやりましょうという話まで、そして日野宮司さんが奈良県の有名な桜があるそうなんですけれども、それももらってくるような話もしているという、そういう中で進んでいるんです、別な面は。ただ、本分の町の方で全然そういう管理、整備等々の話がないものですから、宙に浮いた現状なんです。ですから、そこのところを町長、その話が出てからもう何年もなっておるわけですから、やはりここ1年以内とか、そういうふうに決めてしていただきたいと思うんです。

それで、鶴巣にはいろいろ史跡等々もありますよ。下草城なんていうのは本当に古い、黒川を治めた黒川月舟齋という方の居城でありまして、八谷館ですか、と並んで、私はあそこよりいろいろな面があると思うんです。あそこで豊臣秀吉の総大将でありました蒲生氏郷、東北を一つにするために豊臣から遣わされた総大将が伊達政宗とあの下草城で会見をしたというような話もあるんですよ。それぐらいの史跡が、多分町長も吉岡中学校あたりで遠足に下草城に来た経緯があるんじゃないかなと思うんです。私たちが遠足で必ずあそこに行っていました。そういうところも町では一切何もしてくれない。地元で全部歩道をつくって整備、毎年2回草刈りをして、そういう管理をしているんですよ。本当に鶴巣の方々はおとなしい方々だと思いますよ。あれくらい立派に、町で何もやらしてもらえないために自分たちで今管理しているような状況。でもやっぱりそれは我慢の限度があると思うんですよ。ですから、私たちが無理を言っているわけではない。鶴巣に1カ所でもいいからつくってほしいというのが願いなんです。町長、その辺をもう一回。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

地域の方々の思いといいますか、そういったもの強いものがあるというふうに思っております。宮司さんそういうことに熱心でございまして、ご自分の神社の後ろの方もそういった形で自然林を残したいとか、いろいろお話を伺っております。民地もあるということでございまして、そういった中での調整も進んでおるといってお話でございましてけれども、そういったことも含めて、あと設備等につきましては、何が必要なのかということもいろいろあると思っておりますけれども、その辺を今後地元の方、地元というのは鶴巢の一部なのか、全部なのかということはありませんけれども、そういった形で協議をさせてもらいたいと。

各地区そういった施設、下草城、ほかにもあるというふうに思います。なかなかそのとおりすべてが町の方できちっと整備できている状況ではない現状がありますので、そういったことも我々も、わかっていてやんないのかと言え、そういうことになりますけれども、なかなかできないところもありますので、順番をつけてやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

やるんだかやんないんだかちょっとまだはっきり、そのところをはっきり今しないような状況での答弁であるんですけれども、やはり鶴巢振興協議会では、区長さん方から何から全員40人近く網羅をした中での役員会でこういう話が出ておるわけですから、鶴巢全員の総意と思って聞いてもらえば私はよろしいと思っておりますので、まず何とかその件を考慮していただきまして、早く鶴巢に一つの公園ができますことを要望して、まず1件目を終わりたいと思います。

では、2件目の消防団協力事業所表示制度の導入はであります、消防庁では団員の確保と活動しやすい環境を整えるには事業所の協力が不可欠として、平成19年1月から消防団協力事業所表示制度の導入を呼びかけてまいりました。

私も平成20年9月の議会で導入せよとの質問をいたしました。交付を受けるには3人以上の団員がいて、消防活動のための休暇などに配慮し、災害時には建設機械など資材を消防団に提供するなどを想定したもので、表示を受けた事業所は、その社会的貢献が町広報などでPRされるなど、イメージアップの面でもメリットがあります。

消防団の団員不足は全国的傾向ではありますが、サラリーマン化が進み、かつてのような自営業や農業を専業としている人が少なくなったのが背景にあります。また、規律訓練などの訓練に縛られるのを嫌う傾向もあるようでもあります。

本町の団員定数は565名ですが、現団員数は532名で充足率は94%であります。今年4月の改選までは充足率は98%の高い水準にありましたが、今後はこの制度を活用し、安定した団員確保をしていかなければと考えますが、町長の所見を伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、消防団協力事業所表示制度の導入についてのご質問にお答えをいたします。

今回の大震災時では、消防団から安否確認から避難所の運営、防犯パトロール、道路等の緊急復旧などの活動を実施していただきまして、感謝をいたしているところでございます。

消防団協力事業表示制度につきましては、先ほどお話ありましたが、議員から平成20年の9月にご質問いただきまして、導入について検討を行ってまいったところでございます。全国的に消防団員数の減少が進んでいる中、団員を確保することは安心安全のまちづくりを目指す大和町にとって大きな課題と認識しており、こうした中、雇用先であります事業所の協力は不可欠でございます。

こういったことから昨年度末に大和町消防団協力事業所表示制度実施要綱を検討いたしまして、本年度から施行する手続をとっておりましたが、3月に発生いたしました東日本大震災によりまして周知する手続がおくれましたので、今後は広報への掲載や各事業所へのPRを行い、認定事業所

の募集を図ってまいりたいと考えております。

また、要綱の認定基準でございますけれども、従業員2人以上が入団し、従業員の消防団活動に積極的に配慮していること等々しており、他の自治体で定めた3人より用件を緩和をして実施することにより多くの事業者の方々が登録できますよう、各事業所の協力をお願いしてまいりたいと思っております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

私はまちづくり課、本当にスピードが遅いと思いますよ。今、私が3年前に一般質問したときからもう県内35町村で22市町村がこれを実施しておるわけですよ。私が質問したときはまだ一つか二つでしたかね、仙台市か石巻か、その辺だったんですよ。それが何にもしないでだらだらしている間にもう22町村で実施をしているんですよ、これを。また、黒川郡内では大郷町、富谷町でもう実施しているんです。そして、大衡村でも近々実施の予定と。

この件聞いてみたとき、この協力事業団を実施せよと言った議員は一人もいないですよ、この黒川郡4町村でも。それでもやるんですよ、こう。何で私がああときちゃんと説明をしている中にもこんなに遅くなるんですか。私それが本当に、どうせやるんだら一番早くやるのが一番注目されますし、またやりがいもあるということなんでしょうけれども、ほかがやっってからまたやるのでは、同じやるにしても意味合いが違うと思うんですが、町長いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

スピード感の欠如ということでございまして、確かに20年のご質問でございましたので、おくれてしまったというのはそのとおり事実だと思いま

す。早くやるということが本来であるというふうに思います。

私の方で結局どういった角度で入ってもらって指定をしたものの、どういった入札とか、そういったものに対する考え方等も先行してやったところでごさいます、その辺で遅れたということにつきましては、おっしゃるとおりだというふうに思っております。今後そういったことのないように努めてまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

今まで10年ぐらい前ですかね、100%といった時期もあったんです、大和町は、充足率が565名中565名が、あのときは555名中でしたかね、555名の団員がおったという充足率100%のときもあったわけです。それで、前回は98%というわけで、黒川郡でも宮城県でも1位くらいの充足率だったわけでありませう。

ちなみに今の充足率を言いますと、大和町が94%ですけれども、大郷町は77%、大衡村が80%、富谷町が87%の充足率なんですよ。多分大和町は高い充足率があったから、団員は黙っていても集まってくるんだろうという思いがあったかもしれませんが、その陰には班長、部長、また分団長、そういう方々が地区をまとめて、どうにかこうにか今まで団員を確保してきたんですよ。それが今回94%という4%も落ちたということは、やはり勤めていて休みももらえないし、いざ火事になっても出れないということで、会社勤めの方が大半でありますから、それで落ちたんですよ。今私も必死に皆さんにハッパをかけて充足率を高めようと団員を確保している状況なんではあります、やはり町も本気になって消防団だけに頼らないで、町もこういう施策をいろいろしてもらわなければ、今からは大変なことになると思いますよ、私も。80%とか七十何%台に大和町もなるんじゃないかと思ひます。町長、この点ですね、やはり何かあってからでは、今回の震災があったからこそなお消防団の意識も高まるんだと思ひますが、それに比例して団員も喜んで入ってくるという状況でないんですよ。そこを何とか、意気込みですね、それをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

消防団員の勧誘につきまして団員の方々、幹部の方々、大変なご努力をいただいていることに敬意を表したいと思って感謝も申し上げたいと思います。

確かに今の環境、なかなか消防団員として活躍したくても活躍できないといえますかね、そういった仕事の関係等々があるんだというふうに思います。そういった中で94%、これは以前から比べれば下がっているものの、他町村から見れば大変な数字だというふうに思っております、それにつきまして感謝申し上げます。

町として常備消防とまた別の意味合いの中で消防団に対しましては期待をするといえますか、お願いをしているところでございます。もちろんその分町としても消防団等の活動につきましても努力してまいりたいというふうに思っておりますし、意気込みということでございますけれども、なかなか形でいえばポンプ車を配置するとか、そういった形の対応もしておりますし、今回おくれはしましたけれども、こういった制度につきましても努めておるところでございます。対応の遅いところにつきましては、大いに反省するところでございますけれども、消防団は婦人防火クラブ等々もあるわけでございますけれども、地域の安全・安心の確保のための地域のリーダー的立場にあるというふうに思っておりますので、今後とも皆さんにぜひご協力いただきたいと思っておりますし、町としても一緒に安心・安全のための努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

早速要綱ができていてやるような状況であります、これは単にただやるだけでなく、やっぱり周知徹底して、事業所に対してきっちり説明をし

て、そして多くの事業所が参加してくれなければ、ただやっただけでは何もならないわけでありますから、消防団員が3人から2人いれば、そういう感じで表示を受けますよというようにまで町の方でやっていただけなのであれば、それはやっぱり実を实らせていただければ、ただやりましたよでは、私は何もならないと思うので、これはやっぱり早速徹底してなるべく多くの事業所がこの消防団に協力いただけますようにしていただきたいと思います。

また、このまちづくり課ですね、本当に私もいろいろやっておりますが、今回の公園も都市建設に丸投げするということは私はおかしいと思う、これは。まちづくり課がやるべきでないんですか、これ。ですから、もう少しまちづくり課に対しては私は本当にしっかりやっていただきたいと思います。公園だって、建設課というのは町で決定したものをつくってくれと行って、あとは管理するわけであって、その企画はまちづくり課がやるべきではないですかね。そういうことも含めて、まちづくり課にはもっとしっかりしてほしいという意味を込めまして質問をいたしました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

議 長 (大須賀 啓君)

以上で、平渡高志君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後1時49分 休 憩

午後2時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第46号 大和町税条例等の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第47号 大和町都市計画税条例の一部を改正する

条例」

- 日程第 5 「議案第 4 8 号 平成 2 3 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 6 「議案第 4 9 号 平成 2 3 年度大和町国民健康保険事業勘定会計補正予算」
- 日程第 7 「議案第 5 0 号 平成 2 3 年度大和町介護保険事業勘定会計補正予算」
- 日程第 8 「議案第 5 1 号 平成 2 3 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 5 2 号 平成 2 3 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 0 「議案第 5 3 号 平成 2 3 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 1 「議案第 5 4 号 平成 2 3 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 1 2 「議案第 5 5 号 平成 2 3 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 1 3 「議案第 5 6 号 平成 2 3 年度道路改良舗装（町道吉田落合線）請負契約について」
- 日程第 1 4 「議案第 5 7 号 平成 2 3 年度公共駐車場整備工事（町道天皇寺高田線）請負契約について」
- 日程第 1 5 「議案第 5 8 号 平成 2 3 年度道路災害復旧工事（町道新田線）請負契約について」
- 日程第 1 6 「議案第 5 9 号 平成 2 3 年度下水道災害復旧工事（大和－1、2 処理分区）請負契約について」
- 日程第 1 7 「議案第 6 0 号 平成 2 3 年度下水道災害復旧工事（大和－7、9 処理分区）請負契約について」
- 日程第 1 8 「議案第 6 1 号 平成 2 3 年度下水道災害復旧工事（大和－1 0 処理分区）請負契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第 3、議案第 46 号大和町税条例等の一部を改正する条例から日程第 18、議案第 61 号平成 23 年度下水道災害復旧工事請負契約についてまでを一

括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長伊藤眞也君。

税務課長 （伊藤眞也君）

それでは、議案書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号大和町税条例等の一部を改正する条例でございます。改正内容につきましては、議案説明資料でご説明いたしたいと思っております。条例議案説明資料第46号、第47号関係という資料をお開き願いたいと思っております。

それでは、議案説明資料 1 ページごらんいただきます。

今回の地方税法の改正に伴います税条例の一部改正の主な内容でございますが、大きく分けまして3項目ぐらいとなります。

1 点目につきましては、3 月定例会の全員協議会で説明しておりました平成23年度税制改正、これの中の1 項目として入っておりました寄附金税額控除の変更があります。今まで5,000円以上ということで、5,000円を超えた金額が控除の対象となっていたわけでございますが、今回の改正で2,000円以上、5,000円が2,000円というふうに引き下げられたものでございます。この改正に伴う条項につきましては、第34条の7と附則の第7条の4が改正条項となります。

2 点目といたしまして、税条例におきましては、各種の申告等について規定してございまして、その申告をしなかった場合には過料、行政上の罰則ということで、過ち料という意味合いのものでございますが、過料を課することになっております。例えば条例第26条、新旧対象表の1 ページの一番下になりますが、1 ページから2 ページにかけてということになりますが、これは町民税の納税管理に係る不申告に関する過料ということについて規定してございます。その過料の額が右側の方で2 ページの上から2 行目の右端の方に3万円というふうになってございます。これが今回の地方税法の改正で10万円に、左の方の新の方ですね、に引き上げられたことにより改正するものでございまして、この改正の対象となる条項につきましては、この第26条を含めまして11項目ほどございます。

3 点目としまして、今回の地方税法の改正に伴うもののほかに現在の税条例について見直しを今回いたしました。その結果、字句の修正や引用条項などに修正すべき箇所がありましたので、今回あわせてその部分につき

ましても改正をお願いするものでございます。例えば1ページの第7条、一番初めでございますが、この中の3行目右側に金額という表現がございます。下に下線引いてございます。これが新の方で全額、これが正しい表現になりますので、今回このようなものが見つかりましたのをあわせまして改めるものでございます。

これらの対象となる条項につきましては、第7条を含めまして19項目ほどございます。また、このほかに今回の地方税法の附則の改正に伴いまして、条例の附則についても改正する箇所が出てきてございます。

今回の税条例の改正につきましては、大きく第1条から第3条に区分しての改正となっております。第1条につきましては、本法と本法の附則に係る改正。第2条につきましては、平成20年に改正しました条例の附則の改正。第3条は、平成22年に改正しました条例の附則に係る改正というふうな形となっております。

それでは、まず第1条の大和町税条例の一部を次のように改正するものということでございます。新旧対象表の1ページでございますが、第7条及び20条につきましては、今簡単にご説明いたしましたように、字句の修正と引用条項を追加いたしましたものでございます。

25条につきましては、町民税の納税管理に係る規定でございます。現在町内という形になっておりますが、宮城県内に区域を拡大するものでございます。これにつきましては、法人町民税のような場合、法人町民税の納税管理人を定める場合、大手企業にとりましては、ほとんど仙台市に支社がございます。そこを納税管理人としている状況にありますことから、その実態に合わせまして町内という区域から宮城県内に区域を広げるものでございます。

第2条、これは先ほどご説明いたしましたように、申告等をしなかった場合の過料の額の改正ということでございます。以下、過料についての説明は省略させていただきたいと思っております。

2ページでございます。34条の2につきましては、引用している法律の改正に伴いまして、字句を削除するものでございます。

34条の7、これが寄附金税額控除に関する規定でございます。平成23年度の税制改正の中でご説明いたしました国の寄附金税制の拡充に伴いまして、寄附金の下限額、下の額ですね、を現在の5,000円から2,000円に引

き下げるという改正でございます。

3 ページでございます。

第36条の2及び、次の4 ページになりますが、第36条の3につきましては、これは字句の修正でございます。第36条の4は、字句の修正と過料の額の改正ということでございます。

第42条につきましては、個人町民税の納期前の納付の規定を追加するものでございます。これにつきましては、個人町民税の納期、年4回というふうに決まっておりますが、納期前の納付、例えば1期でその後の分を納付するという規定が削除されておりましたので、今回これを追加するという形のものでございます。

第44条は、字句の修正でございます。

5 ページになります。

第46条及び、次の53条の7につきましては、給与からの特別徴収に係る様式が規定されてございますが、これを修正するものでございます。

第54条第6項につきましては、固定資産税の納税義務者に関する規定でございまして、埋立地等の所有者に関する規定、これが落ちておりましたので、今回追加するとともに項の番号を改正するというものでございます。

6 ページでございます。

第56条でございます。固定資産税の非課税に関する規定でございまして、これは号番号を修正して第6号非課税規定を追加するものでございます。

7 ページでございます。

第61条、これは固定資産税の課税表示に関する規定でございまして、第1項、第2項及び第5項は、字句の修正でございます。第9項及び第10項につきましては、引用する条項の項番号、これがずれたことに伴いまして改正するというものでございます。

8 ページでございます。

第64条につきましては、固定資産税の納税管理に関する規定でございまして、先ほどの26条の町民税の納税管理人に関する規定と同じく町内という区域を宮城県内に、町外という区域を宮城県外に区域を拡大するというものでございまして、現状に合わせた形に改正するというものでございます。

9 ページでございます。

第69条は、固定資産税の納税通知書に関する規定でございますが、固定資産税額、旧の方でそうとなっておりますが、これを固定資産税額及び都市計画税額に字句を修正するものです。納税通知書は、固定資産税の中に都市計画税も一緒に納税通知書を記載したもので納入いただいているという形でございますので、それに現状に合わせる形でございます。

第70条、これは固定資産税の納期前の納付に関する規定、これ町県民税と同じ扱いということで削除になっておりましたので、今回これを追加するものでございます。

第86条の2、これは旧の方に記載しておりますが、軽自動車税の証紙徴収の手続について規定しているものではございますが、現在はこの証紙徴収、これは行っておりませんので、この条項は削除するものというものでございます。

10ページになります。

第87条でございますが、軽自動車税の申告に関する規定でございます。これは申告書の様式につきまして地方税法第447条に規定する様式に改正するものであります。今までは地方税法で規定されていた内容と同じ文章を税条例でうたっていたのですが、今回は地方税法447条で規定する様式ということで文章を整理させていただいたものでございます。

第88条は、引用条文と過料の額を改正するものでございます。

11ページでございます。

第100条の2及び第105条の2は、不申告に関する過料の規定を追加するものでございます。これはたばこ税、100条の2ですね、鉱産税が105条の2ということで、過料の規定がなかったものでこれを追加するものでございます。

第107条及び第133条につきましても、過料の額を改めるというものでございます。

12ページでございます。

第139条の2、これは特別土地保有税に係る不申告に関する規定を、これを追加するものでございます。これを関連しまして第139条の2、これを139条の3に条番号を変更するというものでございます。

附則の方に入りまして、附則第7条の4、これは寄附金税額控除における特例控除額の特例というものでございます。これに係る規定でございま

して、寄附金の下限額、これが5,000円から2,000円に改正されましたので、附則につきましても5,000円から2,000円に改めるといふものでございます。

13ページでございます。

附則第8条でございますが、これは肉用牛の売却による農業所得に係る町民税の特例に関する規定でございます。免税対象飼育牛の売却頭数の上限を見直しまして、年間2,000頭から1,500頭に引き下げまして、その超える部分の所得につきまして免税対象から除外するという見直しを行った上で、その適用期限、これを現在平成24年度となっておりますが、これを平成27年度まで3年間延長するものでございます。あわせまして文章の表現を地方税法の規定を引用する形に文章の整理も一緒にあわせて行うものでございます。

14ページでございます。

附則第10条の2第4項でございますが、これは引用しております高齢者の居住の安定確保に関する法律、これが改正されましたので、現在第31条の規定による認定というふうになっておりますが、これが第7条第1項の登録というものに文章が変わっておりますので、これに改正するものでございます。

15ページでございます。

15ページにつきましては、第2条の関係でございます。第2条は、大和町税条例の一部を改正する条例というもので、これは平成20年に一部改正された税条例でございます。その附則の方の改正ということになります。

附則第2条につきましては、個人町民税に関する経過措置を規定したものでございまして、第10項は、上場株式等の配当等に係る軽減税率について、第17項は、上場株式等の譲渡に係る軽減税率について、16ページの方に入りますが、第22項、これは条約適用配当等に対する軽減税率について規定しているものでございますが、それぞれ軽減税率の適用を平成23年12月31日から平成25年12月31日まで2年間延長するものでございます。

17ページでございます。

これは第3条になります。第3条につきましては、平成22年に改正されました大和町税条例の一部を改正する条例、これの今回附則を改正するものでございます。

附則第1条第4号につきましては、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る町民税の特例に関する施行期日を規定しているものでございますが、これを平成25年1月1日から27年1月1日まで2年間延長するものでございます。

附則第2条第6項につきましては、附則第1項と同じ規定でございますが、その適用開始、これを平成25年度から平成27年度に2年間延期するものでございます。

議案書の方に戻っていただきます。

議案書の5ページでございます。今回の税条例の改正の附則でございます。第1条は施行期日でございますが、この条例は交付の日から施行するものでございます。ただし、第1号から第4号につきましては、それぞれ定める日から施行するものでございます。

6ページになります。

第2条、これは町民税に関する経過措置でございます。第1項は、改正後の第34条の7の寄附金税額控除に関する規定は、平成23年1月1日後に支出した寄附金から適用するものでございます。23年の1月1日後に支出した寄附金につきましては、2,000円以上のものが該当になるという規定でございます。ただ、町民税への適用は24年度分ということになりますので、よろしく願いいたします。

第2項は、改正後の第34条の7の規定の適用における読みかえ規定でございます。

第3項につきましては、改正後の附則第8条の規定、これ肉用牛の頭数と適用年の改正でございますが、その規定は平成25年度以後の個人町民税について適用するものでございます。

第3条でございますが、固定資産税に関する経過措置でございますが、第1項は、改正後の規定は平成23年度以降の固定資産税について適用するものでございます。第2項は、改正後の附則第10条の2、第4項の規定に関する経過措置というものでございます。

7ページでございますが、第4条は、罰則に関する経過措置でございます。以上でございます。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

議案第47号大和町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、先ほどの議案説明資料の18ページをごらんいただきます。

第2条第2項につきましては、納税義務者に関する規定でございます、引用しております地方税法第349条の3、これの改正に伴いまして引用条項の項がずれたこと、及び引用条項の項が削除されたことに伴い改正するものでございます。

附則第13項につきましては、固定資産税等の課税表示の特例に関する規定でございます、これも引用しております地方税法附則第15条の一部改正に伴いまして引用条項の項の削除、新設及び項がずれたことに伴いまして改正するものでございます。

議案書8ページに戻っていただきまして附則でございます。第1項は、施行期日でございます、これは交付の日から施行するものでございます。第2項は、経過措置を規定したものでございまして、改正後の規定は平成23年度以後の都市計画税に適用するものでございます。第3項は、読みかえについて規定したものでございます。

ここで大変申しわけございませんが、ミスプリントが1カ所ございましたので、訂正をお願いいたしたいと思っております。今お話ししました附則第3項、これの下から2行目の中ごろの新条例附則第12項の規定の適用という表現がございしますが、これが新条例附則第12項ではなく13項でございます。12を13に訂正方お願いいたしたいと思っております。大変申しわけございませんでした。説明は以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の9ページをお願いしたいと思います。

あわせまして歳入歳出補正予算事項別明細書第5号ということで別冊の資料もございますので、そちらの方につきましてもあわせてご準備をお願いできればと思います。

平成23年度大和町一般会計補正予算(第5号)でございます。第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます、歳入歳出それぞれ4

億3,115万2,000円を追加いたしまして、予算額を98億7,568万8,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の追加及び変更でございます。議案書13ページをお願いしたいと思います。債務負担行為の追加につきましては、2件でございます。基幹業務システム変更データコンバート業務委託でございます。期間につきましては平成23年度から平成24年度まででございます。限度額につきましては、7,600万円でございます。

2件目につきましては、農業災害対策資金利子補給でございます。期間は平成24年度から平成29年度まで、限度額につきましては787万5,000円でございます。

変更につきましては、当初予算でご可決いただきました基幹業務システム更新の限度額変更でございます。1億3,000万円から2億500万円に変更をお願いいたすものでございます。

14ページをお願いしたいと思います。

第3条地方債の追加及び変更でございます。まず追加につきましては、東日本大震災関係災害復旧事業債をそれぞれ3件ありまして、総額で4,210万円を追加しようとするものでございます。

15ページでございますけれども、地方債の変更でございます。こちらにつきましても東日本大震災関係災害復旧事業債6件につきまして総額で3,500万円増額いたそうとするものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございます。15款国庫支出金1項国庫負担金2目災害復旧費国庫負担金1節総務災害復旧費負担金でございますが、今回の震災でお亡くなりになりました方3名に対します国からの埋火葬費負担金でございます。3節公共土木施設災害復旧費負担金でございますが、道路橋りょう災害復旧事業費が1億1,733万6,000円、公園等災害復旧事業費73万4,000円、住宅応急工事負担金4,680万円を追加して見込むものでございます。

同じく2項の国庫補助金2目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金につきましては、事業費の確定見込みで、女性特有のがん検診推進事業費補

助金を8万3,000円減額しようとするものでございます。

8目災害復旧費国庫補助金1節都市施設災害復旧費補助金につきましては、国の災害査定により確定しております補助金2,600万3,000円の減額を行うものでございます。

2節社会教育施設災害復旧費の補助金につきましては、学校プール、体育館の災害復旧補助金4,018万7,000円を見込むものでございます。同じく3項委託金2目民生費委託金2節児童福祉費委託金でございますが、子ども手当事務費63万7,000円を見込んでおります。

続きまして、4ページでございます。

第16款県支出金2項県補助金3目農林水産業費県補助金1節農業費補助金でございますが、今回新たに助成対象となりました金取北地区の中山間地域直接支払交付金34万3,000円及び農業災害対策資金利子補給費1%相当分43万7,000円を見込んでおります。同じく7目市町村振興補助金1節市町村振興総合補助金につきましては、事業所内保育施設助成事業費24万9,000円を見込んでいるところでございます。同じく9目緊急雇用創出事業補助金1節緊急雇用創出事業補助金でございますが、水田現況等地図データ作成事業委託費に要します1,171万8,000円の補助金でございます。同じく12目災害復旧費県補助金でございますが、1節は農地等災害復旧費で4,942万5,000円、2節は林業施設災害復旧費で3,399万8,000円、3節は東日本大震災農業生産対策交付金といたしまして、ライスセンター復旧助成費34万5,000円をそれぞれ計上いたすものでございます。

第17款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金につきましては、肉用牛貸付事業運営基金利子1,000円でございます。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金でございますが、歳出見合いの充当財源5,666万6,000円を計上しようとするものでございます。

5ページをお願いしたいと思います。

21款諸収入5項雑入でございますが、2,000万円につきましては自治宝くじの収益金を扱っております宮城県振興協会からの災害対策支援金でございます。一般廃棄物処理手数料返還金につきましては、一般廃棄物処理業者が町が委託をしております一般家庭ごみ収集運搬業務に営業ごみを混入し処分したことにより、町の返還命令に基づき納付いたしました金額65万9,500円を今回予算計上いたすものでございます。

第22款町債第1項町債6目災害復旧事業債でございますけれども、すべて東日本大震災によります災害復旧事業債でございますして、1目は一般単独事業債といたしまして、旧宮床伊達家住宅災害復旧事業債180万円、2節は公共土木施設災害復旧事業債で3項目ございますけれども4,340万円、3節は都市施設災害復旧事業債で2項目ございますけれども、2,840万円の減額でございます。4節につきましては、公立学校施設災害復旧事業債小学校対象でございますして2,000万円でございます。

7節につきましては、農林水産業施設災害復旧事業債2項目ございまして4,030万円となっております。

歳入につきましては以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

続きまして、歳出の項目で説明をさせていただきます。お手元の資料6ページでございます。

1款議会費1項議会費1目議会費でございます。議会運営に要する費用でございますして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、人件費の調整を行うものでございます。以下、人件費の調整に関する項目につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。

2節3節4節につきましては、人件費の調整を行うものでございます。

続きまして、7ページの方をお願いいたします。

11節需用費でございますが、新規職員10名分のネームプレート代の購入費用でございますして、11万4,000円でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

5項財産管理費13節委託料でございますけれども、新庁舎面積が3,000

平方メートル以上の建物でございますので、特定建築物衛生管理業務につきまして、ビル管理会社と委託契約を行おうとする経費でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

7目電子計算費でございます。13節委託料につきましては、公会計システム連携財務会計修正を委託するもので、歳入歳出データを抽出いたしまして、財政診断システムへ反映するためのプログラム作成に要する費用でございます。

10目無線放送施設管理費13節委託料につきましては、防災無線の屋外子局が設置されていない地区がございますので、現在使用されておりません升沢地区の4カ所の無線を移転をするという考えを持ちまして、その設計費用を計上するものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

それでは続きまして8ページ、3款民生費をお願いいたします。

1項1目の社会福祉総務費でございます。7節の賃金につきましては、生活家庭相談員、4月1日からの採用予定でございましたけれども、5月1日からとなりましたことによります12カ月分のうちの1カ月分の減額でございます。

11節につきましては、児童幼児虐待防止用のリーフレット印刷代でございます。18節につきましては、カメラ購入代金でございます。28節につきましては、国民健康保険事業特別会計への人件費調整のための繰出金でございます。

次のページをお願いいたします。

2目老人福祉費19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県シルバー人材センター連合会への賛助会員としての会費でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

6目の後期高齢者福祉総務費は、後期高齢者特別会計の人員費に係る繰出金であります。3款2項2目児童措置費は、22年度児童手当の支給確定精算による償還金であります。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、4目保育所費でございます。保育所費7節、次のページでございますけれども、賃金でございます。それから、13節の委託料でございます。これにつきましては、保育所の臨時保育士並びに派遣保育士の採用人数がそれぞれ確定したことによります当初予算に対しましての補正でございます。

19節につきましては、低年齢児保育施設助成費でございます。これにつきましては認可外保育所への助成でございます。これまで認可外保育所として運営しておりましたヤクルト販売大和保育室でございますけれども、この保育室がこのたび待機児童解消に貢献したことにより、財政課長が歳入で説明しましたとおり、宮城県市町村振興総合補助金の対象になったことによるものでございます。

二つ目の認可外保育所保育料の助成につきましては、認可外保育所に通っておりますお子さんのお宅で、このたびの震災で被害に遭ったということで、子供さんお二人分の世帯の震災による全壊したことによります保育料の減免相当分を補助するものでございます。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。次の11ページお願いいたします。

28節の繰出金につきましては、戸別合併浄化槽特別会計の繰り出しでございます。人員費の調整による減額でございます。

続きまして、2目予防費でございます。11節につきましては、大腸がん

検診の検診用クーポン券の印刷代でございます。12節につきましては、切手代等の通信費用でございます。13節につきましては、宮城県対がん協会への大腸がん検診の委託費用でございます。19節の補助金につきましては、子供さんの予防接種でございますけれども、このたびの3月の震災等によりまして、予防接種が8月末まで延長されたことによりまして、震災以降に予防接種を受けられた方々に対しまして、自分で立てかえという予防接種等、立てかえ払いに対しまして、償還払いとしまして補助するものでございます。該当するお子さんは47人ほどございました。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、4款2項1目廃棄物処理費の19節負担金補助及び交付金の生ごみ処理機等の購入補助金でございますが、家庭用電気式生ごみ処理機10機分を今回追加補正をお願いするものです。よろしく申し上げます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

12ページでございます。

5款農林水産業費1項3目の農業振興費の19節負担金につきましては、一般青果物価格補償事業費に係るものでございまして、トマトやハウレンソウなどの価格が市場で下落いたしましても、標準的な水準まで価格を補償するために町においても補償に係る負担をして、生産者価格の安定に努めるものでございます。

補助金につきましては、中山間地域等直接支払交付金事業で、新たに金取北集落5件が該当したことによるものと、農業災害対策資金等利子補給ということで、放射能の関係で肉牛の出荷ができないため、収入が確保で

きない農家等が融資を受けた場合等の資金に対する利子補給でございます。

5目農地費の13節委託料につきましては、緊急雇用創出事業に基づく町の委託事業として水田現況等地図データ作成事業委託に係るものでございまして、これまでの紙ベースのものをデータ化してパソコンで利用できるようにするものでございます。

28節繰出金につきましては、人件費関連で農業集落排水事業への繰り出しを減額するものでございます。

次、13ページでございます。

2項1目林業振興費の13節委託料につきましては、東北道歩道橋の点検に係るものでございまして、地震による被災車両の無料処置によりまして、自動車道の通行量が増加していたため、当初予定しておりました日中の点検が難しくなったことから、夜間に切りかえて交通量の少ない時間帯に業務を実施するための増額補正でございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

続きます、土木費でございます。

14ページ、2項道路橋りょう費1目道路維持費でございます。これにつきましては、除雪に要する経費とそれから土のう等道路維持管理用の消耗品に要するものでございまして、7節賃金につきましては、除雪補助員に要するものでございます。11節の印刷製本費につきましては、除雪のお知らせの印刷代でございます。13節委託料につきましては、除雪融雪業務の業者への委託に要するものでございます。14節の使用料及び賃借料につきましては、狭隘な道路の除雪に要する機械の借り上げに要するものでございます。16節原材料費につきましては、融雪剤の購入に要するものでございます。

続きます、14ページ一番下の段でございますが、4項都市計画費2目下水道費でございますけれども、これにつきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続きます、15ページの3目公園費でございますけれども、15節の工事

請負費につきましては、流通平5号緑地、流通平の西側県道沿いでございます。の緑地と流通平4の2緑地、これは反対側の部分で東南部にある緑地でございますが、この災害査定におきまして、国災の対象外とされた部分がございます、この部分の工事及びその災害復旧現場までの重機あるいはダンプ等の通行のための鉄板敷等に要する工事でございますが、これに要するものでございます。

続きまして、5項住宅費1目の住宅管理費でございますが、13節委託料につきましては、3年に一度建築基準法に基づきます専門の技術者の調査または検査を要するものがございまして、これの実施に伴います委託でございます、特殊建築物調査業務に要するものでございます。対象は、アパート7棟でございます。15節工事請負費につきましては、木造住宅3棟、西原第4の1棟、山ノ神住宅、下小路の住宅、各1棟、3棟の解体に要するものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

8款消防費1項消防費5項災害対策費でございます。11節につきましては、備蓄倉庫への非常食を補充するものでございます。18節備品購入費でございますが、本年度結成予定の自主防災組織に配布いたします発電機の購入費用でございます、当初計上いたしておりました発電機の容量が小さいということで、大きいものにかえて購入するためのものでございまして、その差額費用を計上するものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

続きまして、教育費になります。

9款1項2目事務教育費、16ページになります。8節報奨費につきましては、教育委員会の事務に関する点検評価委員5名に対する謝礼でござい

ます。

次に、2項1目学校管理費11節につきましては、小学校のパソコン通信回線の光ネットワーク構築に要する費用であります。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費18節備品購入につきましては、宮床中学校においてシュレッダーを更新するものであります。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

続きまして、17ページをお願いいたします。

10款災害復旧費2項東北関東大震災災害復旧費1目総務災害復旧費でございます。18節の備品購入費でございますが、現在県からお借りしております放射能測定器1台で行っておりますが、1台で不足のため、もう1台購入するものでございます。20節扶助費でございますが、現在町の単独制度として行っております被災者住宅支援金いわゆる半壊世帯への25万円の給付を行うものでございまして、当初予算化いたしました100世帯分ということでございましたが、不足をしておりますので、さらに100世帯の追加をお願いするものでございます。また、あわせまして災害救助法によります埋火葬費3件分60万3,000円をお願いするものでございます。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 (庄司正巳君)

18ページでございます。

4目農林商工施設災害復旧費でございますが、11節需用費は補助事業に係る事務用消耗品費等でございます。13節委託料につきましては、農業用施設であります大松ため池、下桧和田揚水機場、西川排水機場など、国災予定7件、林道高倉線など国災3件などの災害実施設計に係るものでございます。

15節工事請負費につきましては、委託料と同様に農業用施設であります

大松ため池、下桧和田揚水機場、西川排水機場など国災予定7件、林道高倉線など、国災3件、その他の工事復旧に係るものでございます。

19節補助金につきましては、農業用施設等小災害復旧事業に係るものでございまして、今回を含んで214件見込んでおります。また、共同利用施設等災害復旧事業につきましては、東日本大震災農業生産対策交付金を活用したJAあさひな落合ライスセンターの復旧事業に係るものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

続きまして、5目土木施設災害復旧費でございます。

細目の100の土木施設災害復旧費につきましては、災害全般に係る経費でございまして、7節、11節、13節それから15節工事請負費の中で住宅応急修理分、それから16節今回の補正でございます。

そのほかの細目201番から502番までにつきましては、工事請負費の補正に係るものでございます。

初めに7節賃金につきましては、余震に対応した道路応急作業に要するものでございます。11節の需用費につきましては、注意喚起用の立看板、それからA型のバリケード、カラーコーン等の災害時の、そのほかに災害申請用の事務用品代等々となっております。

13節委託料につきましては、道路等災害復旧事業調査設計委託に要するものでございまして、当初見込みから被害の延長が増大したことにより、増額補正をお願いいたすものでございます。

15節の工事請負費の細目100の土木施設災害復旧費では、半壊以上の住宅の応急修理上限52万円としておりますが、当初30件分を予定しておりましたけれども、90件分まで拡大し、対応をしたいとすることでございます。8月末現在で申請が88件まで伸びてきております。

細目の201の補助債でございますが、現在51路線58カ所の国災の申請箇所中21路線30カ所の査定が終了しておりますが、当初見込みより復旧延長等が増大しておりますので、増額補正をお願いいたすものでございます。

細目202の単独債につきましても、44路線47カ所の復旧に要するもので、被災路線数及び復旧延長の追加によるものでございます。

細目401の八谷館緑地の補助債でございますが、査定が終了いたしまして事業費が確定したことに伴います補正でございます。

501の都市施設補助債につきましては、流通平緑地2カ所ですね。それから大和インター1号2号の調整池の査定が終了しております、事業費が確定したことに伴う補正でございます。

細目502の都市施設単独債につきましては、杜の丘3丁目でございます緑地ののり面に亀裂があったので、その復旧に要するものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

6目教育施設災害復旧費でございます。11節の修繕料につきましては、宮床中学校側溝修繕等教育施設の修繕を行うものであります。13節につきましては、吉岡小・宮床小・鶴巣小学校のプールの災害復旧工事調査業務委託等であります。吉岡小・鶴巣小のプールにつきましては、東日本大震災後異常は見られませんでしたけれども、ろ過機を運転する中で漏水することがわかりました。その後プールのシーズンに入りますので、プールの使用に影響のないよう応急措置により利用してきましたが、これをプールシーズン後に本格復旧するための委託業務でございます。

15節につきましては、教育総務課分といたしまして、吉岡小・宮床小・鶴巣小学校のプール災害復旧工事及び鶴巣小学校の屋内体育館の基礎部分の災害復旧工事であります。

生涯学習分といたしまして、宮床伊達家住宅の屋根の修繕工事費であります。

議長 （大須賀 啓君）

町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

続きまして、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第49号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成23年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ386万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,345万2,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の30ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款2項2目1節は、出産育児一時金補助金の確定による国庫補助金でございます。3目1節は、東日本大震災に伴う保健税及び療養給付等に係る一部負担金の減免による負担増分に対する国庫補助金であります。

9款1項1目3節は、職員の異動による職員給与等の繰入金でございます。

10款1項2目1節は、前年度からの繰越金であります。

31ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、職員の異動による職員給与費等の繰入金でございます。

2款1項3目・4目は、東日本大震災により医療機関において窓口負担が免除となった方が負担金医療費を支払ってしまった場合の還付金であります。2款4項1目1節は、財源の振りかえを行ったものでございます。

32ページの4款1項1目19節は、前期高齢者納付金の確定による負担金でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、議案書に戻っていただきまして18ページお願いいたします。

議案第50号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,764万2,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款繰入金2項1目財政調整基金の繰入金としまして、525万2,000円の繰り入れを行うものでございます。

次のページ、39ページお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては、8節の報奨費につきましては、グループホームすずらん等3施設の指定管理者の更新時期を迎えましたことによります指定管理者の公募者の選定、判定委員の3名を選出する予定でございますけれども、3,000円の3人ということで9,000円の補正をお願いするものでございます。

20節の扶助費につきましては、このたびの震災によります介護者、施設を利用している方々約30名ほどおられますけれども、この方々それぞれ被害割合全壊、大規模半壊、半壊等の判定割合によりまして減免等が生じますので、それに伴います償還払い立かえていただいた分につきましてそれ相当の割合分を償還するものでございます。

4款地域支援事業費2項1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、職員3名分の人件費の調整でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）
町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

続きまして、議案書の20ページをお願いいたします。

議案第51号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成23年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,820万4,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の44ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目1節は、人件費の調整による事務費繰入金であります。

歳出につきましても、人件費等の調整でございます。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

議案書の22ページをお願いいたします。

議案第52号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,958万2,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

詳細につきましては、事項別明細書の49ページをお願いいたします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整により減額補正をするものであります。

次に、歳出であります。

1款土木費1項1目一般管理費及び2項1目建設費につきましては、人件費等の調整による補正であります。以上でございます。

次に、議案書の24ページをお願いいたします。

議案第53号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,497万3,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

詳細につきましては、事項別明細書の54ページでご説明をいたします。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整により減額補正をいたすものであります。

次に、歳出であります。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費であります。3節職員手当等3節共済費につきましては、人件費の調整により減額補正であります。以上でございます。

次に、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第54号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億475万9,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

詳細につきましては、事項別明細書の59ページをお願いいたします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴う減額の補正であります。

次に、歳出でございます。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費及び2項1目合併処理浄化槽建設費につきましては、人件費の調整でございます。以上でございます。

次に、議案書の28ページをお願いいたします。

議案第55号 平成23年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条総則でございます。

平成23年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出でございます

平成23年度大和町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございます。

第1款水道事業収益に945万円を追加し、8億2,808万3,000円とし、1項営業収益にも同額を追加いたしまして、6億9,155万8,000円とするものであります。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費に907万3,000円を追加し、8億1,248万8,000円とし、1項営業費用にも同額を追加いたしまして、7億8,260万2,000円とするものであります。

第3条の資本的支出は、予算第4条本文括弧書中2億1,664万円を2億1,666万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億7,974万円を過年度分損益勘定留保資金1億7,976万3,000円に改めまして、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

第1款資本的支出に2万3,000円を追加し、3億6,962万6,000円とし、1項建設改良費も同額を追加いたしまして、2億9,007万8,000円とするものであります。

次に、第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。但し、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものです。

職員給与費を4,417万4,000円といたすものであります。

詳細につきましては、事項別明細書の65ページからでご説明をいたします。

平成23年度大和町水道事業会計補正予算内訳書です。収益的収入及び支出です。

収入であります。

1款水道事業収益1項2目受託工事収益につきましては、県道大衡仙台線新黒木橋付近でございますけれども、この箇所の県道の災害復旧工事に伴います水道管の移設に係る県からの受託工事費として今回補正をするものであります。

次に支出です。

1款水道事業費を1項1目浄配水費につきましては、人件費の調整による減額補正であります。1項2目受託工事費につきましては、収入でご説明いたしました県道の災害復旧工事に伴う水道管の移設工事費につきまして補正をするものであります。

次に、66ページの資本的支出であります。

1款資本的支出1項2目鶴巢落合線配水管強化事業費につきましては、人件費の調整でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時14分 休憩

午後3時24分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の29ページをお開きいただきます。

議案第56号 平成23年度道路改良舗装工事（町道吉田落合線）請負契約についてご説明をさせていただきます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的でございます。平成23年度道路改良舗装工事（町道吉田落合線）でございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

契約の金額でございますが、5,323万5,000円でございます。税込みでございます。

契約の相手方でございますが、大崎市古川小野字馬場25番地の1、我妻建設株式会社でございます。

別冊の議案第56・57・58関係資料で都市建設課と書いてございます説明資料をお開きいただきたいと思います。

この議案第56号関係でございます。1ページ目の図面ついている資料でございますが、入札の状況でございますが、入札の参加条件といたしまして7項目にわたっての条件をつけております。1項目目は、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。要するに一般競争入札の参加の資格の欠格事項に該当しないということでございます。②は指名停止を受けていないこと。③は大和町の建設工事入札参加資格の承認をされたもの。④につきましては、県内に本社または営業所を有すること。⑤につきましては、大和町の入札参加資格の土木一式工事の格付がB級であること。⑥は建設業法に規定する特定建設業もしくは

一般建設業の許可を受けていること。⑦としては、この工事の種類に対応する国家資格を有する監理技術者もしくは主任技術者を工事現場に専任で配置できることというふうにしてございます。

入札の方法につきましては、ダイレクト型の一般競争入札でございました。

予定価格につきましては、事前公表といたしております。低入札の調査基準価格を設定しておりました。④でございますが、この入札による参加資格申請者5に達しない場合は、再公告をするということで行いました。

(3)の入札参加者は5社でございまして、大和町の業者が4社、それから大崎市が1社と5社でございました。

2ページをお開きいただきまして、入札結果でございますが、記載のとおりでございます。予定価格が5,710万円でございます。税抜きでございます。低入札調査基準価格は4,637万4,600円で設定率は81.22でございます。

入札の結果であります。我妻建設5,070万円ということで、落札率は88.8%でございました。

今回の工事の概要でございますが、施工場所は大和町吉田地内。完成工期は、平成24年3月30日。工事概要でございますが、施工延長は575メートル。土工、排水工、舗装工についての今回の工事でございます。図面で申し上げますと、青で表記した部分が22年度からの繰り越し分で現在実施しております土工の部分でございます。本年度の実施部分は、赤で表記をしておりました上層路盤工、下層路盤工ですね。この辺の工事が主体となるものでございます。

来年度の事業につきましては、表層工が主な工事となっております。以上が1件目の工事概要でございます。

続きまして、議案書の30ページでございます。

平成23年度公共駐車場整備工事（町道天皇寺高田線）請負契約についてでございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、平成23年度公共駐車場整備工事（町道天皇寺高田線）でございます。

2の契約の方法でございますが、一般競争入札による請負契約でございます。

3の契約の金額が、6,394万5,000円でございます。税込みでございます。

4の契約の相手方でございますが、大和町吉岡字車堰71番地、日本道路株式会社北仙台出張所でございます。

別冊の説明資料の4ページとところでございますが、議案第57号の関係の説明資料でございますが、入札の状況とか、入札の方法につきましては、その前の説明と同じでございますが、入札の参加条件では、格付はA級としてございます。

(3)の入札参加者については6社ございました。記載のとおりでございます。

その入札結果につきましては、5ページに記載のとおりでございます。予定価格は6,290万円。低入札調査基準価格は5,092万502円でございます。入札の結果につきましては、日本道路株式会社北仙台出張所が最低額となって落札となったものでございまして、落札率は96.8%でございました。

工事概要でございますが、施工の箇所でございますが、大和町吉岡字西桧木地内。完成工期につきましては、平成24年3月30日でございます。工事概要につきましては、公共駐車場整備工事でございます。本年度につきましては、土工、擁壁工、舗装工、これは路盤でございます。それから排水工、施設工、それから照明施設工、道路工という内容でございます。

図面のところでございますけれども、本年度につきましては、全体の土工が今回の工事の概要でございます。天皇寺高田線、役場の北側からあります町道については右折レーン工事も含んでのものでございます。全体的に路盤工の整備を本年度仕上げる、上層路盤まで仕上げて、来年度舗装、上物の施設工になるものでございます。概要としては以上でございます。

続きまして、議案書の31ページでございます。

議案第58号 平成23年度道路災害復旧工事（町道新田線）請負契約についてでございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的でございますが、平成23年度道路災害復旧工事（町道新

田線)でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による請負契約でございます。

3の契約の金額がでございますが、5,880万円でございます。

4の契約の相手方でございますが、大和町鶴巣北目大崎字千刈田14番地の1、有限会社マルキヨ産業でございます。

議案説明資料の7ページをお開きいただきます。

今回の工事の状況でございますが、入札の方法につきましては、ダイレクト型の指名競争入札でございまして、予定価格については事前公表としたものでございます。業者につきましては15社でございまして、郡内のB級の業者でございます。大和町が11社、大郷・大衡が1社、富谷が2社ということになってございまして、入札の結果でございますが、8ページのとおりでございます。予定価格は5,800万円でございます。入札の結果は、有限会社マルキヨ産業が最低額となり落札したものでございます。

工事の概要でございますが、大和町鶴巣地内でございます。完成工期は、平成24年3月30日。工事の概要につきましては、道路災害復旧工事でございます。施工延長は、184.5メートル、幅員が8メートルでございます。土工、のり面、整形工、それから舗装工、腐食施工、補強土壁工、側溝工、防護柵工、縁石工、舗装盤取り壊し工、構造物取り壊し工の各工事を行うものでございます。

図面で記載しました今回の東日本大震災で大きく被害を受けた新田線の環境衛生センター入り口部分の復旧に要するものでございまして、土工工事が主な内容になっておるものでございます。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

それでは、ご説明を申し上げます。

議案第59号と60号、61号につきましては、下水道災害復旧工事の請負契約についてでありますけれども、別冊に説明資料といたしまして、上下水道課と表示しておりますが、これをあわせてご参照を願いたいと存じます。

この資料の1ページに請負契約の内容及び2ページに当該工事の位置を

示してございます。この位置図の水色、ちょっと薄い水色で囲っているこの範囲が今回の対象となる工事でございます。

それでは、議案書の32ページをお願いいたします。

議案第59号 平成23年度下水道災害復旧工事（大和ー1、2処理分区）請負契約につきましてご説明を申し上げます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的であります、平成23年度下水道災害復旧工事（大和ー1、2処理分区）請負契約であります。

2の契約の方法であります、指名競争入札による請負契約でございます。15社指名をいたしまして、1社辞退の14社による入札執行というふうな内容になってございます。

3の契約の金額であります、6,226万5,000円でございます、うち消費税が296万5,000円となっております。

契約の相手でありますけれども、大和町吉岡字天皇寺184番地の22、大和建设株式会社でございます。

別冊の議案説明資料をお開きいただきたいと思いますけれども、当該工事の施工位置でございます、大和町落合の舞野地内でございます。

この工事の内容につきましては、復旧延長が869.6メートル、開削工といたしまして860.6メートル、マンホールの復旧が9.0メートル、マンホールの部分復旧工といたしまして69カ所といった内容の工事でございます。

次に、議案書の33ページをお開き願います。

平成23年度下水道災害復旧工事（大和ー7、9処理分区）請負契約につきましてご説明を申し上げます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的でありますけれども、平成23年度下水道災害復旧工事（大和ー7、9処理分区）でございます。

2の契約の方法であります、指名競争入札による請負契約でございます。15社指名したうち1社辞退の14社による入札執行となっております。

3の契約の金額でありますけれども、6,751万5,000円でございます。うち消費税が321万5,000円となっております。

契約の相手であります、大和町鶴巣北目大崎字寺東11番地の1の八嶋建設株式会社でございます。

別冊の議案説明資料をごらんいただきたいと思っております。

議案第60号関係と一番上の行に表示してございますが、この部分の施工位置でございますが、大和町鶴巣の下草地内ほかでございます。

工事の内容でございますけれども、復旧延長が863.0メートル、開削工といたしまして860.0メートル、マンホール復旧工が3.0メートルで、マンホールの部分復旧工が52カ所、こういった内容の工事でございます。

次に、議案書の34ページをお願いいたします。

平成23年度下水道災害復旧工事（大和-10処理分区）請負契約につきましてご説明を申し上げます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的であります、平成23年度下水道災害復旧工事（大和-10処理分区）であります。

2の契約の方法でございますが、指名競争入札による請負契約であります。この入札につきましては15社指名をいたしまして、5社辞退がありまして、10社によりましての入札執行となっております。

3の契約の金額であります、9,438万4,500円でございます。うち消費税が449万4,500円となっております。

契約の相手であります、仙台市宮城野区新田一丁目16番14号の株式会社エス・ケイ・ディ仙台支店でございます。

別冊の議案説明資料、議案第61号関係の部分をごらんいただきたいと思っております。

当該工事の施工の位置でございますが、大和町落合桜和田地内ほかでございます。

工事の内容であります、復旧延長が1,605.3メートル、開削工といたしまして1,595.7メートル、マンホール復旧工9.6メートルマンホール部分復旧工が53カ所、こういった内容の工事でございます。以上でございます。

が、当該工事につきましての工事の完成工期につきましては、3件の工事いずれも平成24年の3月5日の予定といたしてございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月8日の午前10時です。

大変御苦労さまでした。

午後3時45分 延 会